

諸外国におけるインターネットを利用した
盗品情報公開システムの運用状況調査

報告書

平成 2 2 年 1 2 月

財団法人 社会安全研究財団

はじめに

我が国では、古物商や質屋を通じた盗品の市場への流入を阻止するため、古物営業法及び質屋営業法において、古物商及び質屋に対し取引の相手方の確認や不正品の疑いがある場合の申告、取引の記録等を義務付けている。また、近年の高度情報通信ネットワーク社会の発展とともに、古物取引においてインターネットの利用が拡大していることから、平成 14 年に古物営業法の一部を改正する法律が制定され、インターネットを利用した古物取引に関する規制の整備が進められる等、インターネット上における盗品の流通防止についても対策が講じられているところである。

これまで警察においては、インターネット・オークションにおける盗品の流通にかかる対策として、検挙活動の推進、古物営業法の運用、被害防止に向けた広報啓発活動等を展開しており、検挙数は平成 16 年度から 20 年度にかけて増加傾向にある。しかし、現状では出品物が盗品であることを判断するための情報が不足しており、都道府県警察が競りの中止命令を出すといった、盗品の流通防止策を講じることが困難な状況にある。平成 21 年度総合セキュリティ対策会議では、インターネット・オークションにおける盗品の流通防止策について議論が行われ、落札者が盗品であるかどうかを入札前に確認することが出来るような措置を講じる可能性について言及、盗品の流通防止に向けた施策の必要性が高まっている。

他方、諸外国においては、盗品情報を広く一般に公開する事により、盗品の流通防止を目指す取り組みが行われている。

本調査は、イギリス、アメリカ、ドイツの 3 か国におけるインターネットを利用した盗品情報公開システム又は検索システムの制度概要及び運用状況について調査を行い、我が国における盗品の流通防止策に関する検討に資することを目的とするものである。

本件調査の成果が、我が国の盗品情報公開システムの導入に係る議論のための有益な資料となり、市民の安全・安心確保に貢献することを期待してやまない。

平成 22 年 12 月
財団法人社会安全研究財団

目 次

I. イギリス

1. CheckMEND	1
1-1 システム構築の背景と目的.....	1
(1) サービス開始時期.....	1
(2) 警察によるシステム活用.....	2
1-2 対象品目	3
1-3 システムの利用方法.....	3
(1) 利用者登録.....	4
(2) 利用費用	4
(3) 利用方法	4
(4) 盗品の場合の対応.....	9
(5) 利用の義務付け.....	10
1-4 システムの全体構成.....	10
(1) システムの全体像.....	10
(2) セキュリティ対策.....	18
(3) データベースの設置場所、所有者	18
(4) 維持管理費用など.....	18
1-5 導入効果など.....	19
(1) アクセス件数	19
(2) データ登録・保有件数.....	19
(3) 直接的効果.....	19
(4) 活用事例	19
(5) 利用率向上のための施策.....	21
1-6 その他	21
(1) 苦情対応	21
(2) CheckMEND のアメリカへの進出.....	22
(3) CheckMEND のアジアへの進出.....	22

II. アメリカ

1. フロリダ州 (Public Access System)	23
1-1 システム構築の背景と目的.....	23
1-2 対象品目	24
1-3 システムの利用方法.....	25
(1) 利用方法	25

(2) 盗品の場合の対応.....	29
(3) 利用の義務付け.....	30
1-4 システムの全体構成.....	30
(1) システムの全体像.....	30
(2) セキュリティ対策.....	31
(3) データベースの設置場所・所有者	31
(4) データの更新頻度など.....	32
(5) システム構築費・維持管理費.....	33
1-5 導入効果など.....	33
2. Trace.....	34
2-1 システム構築の背景と目的.....	34
2-2 対象品目	35
2-3 システムの利用方法.....	35
(1) 利用方法	35
(2) 利用費用	37
(3) 盗品の場合の対応.....	37
(4) 利用の義務付け.....	37
2-4 システムの全体構成.....	37
2-5 導入効果.....	38
III. ドイツ	
1. SECURIUS	39
1-1 システム構築の背景と目的.....	39
1-2 対象品目	39
1-3 システムの利用方法.....	40
1-4 システムの全体構成.....	43
(1) システムの全体像.....	43
(2) セキュリティ対策.....	45
(3) データベースの設置場所・所有者	45
(4) システム構築費・維持管理費.....	45
1-5 導入効果.....	45
2. BKA-Fahndung.....	46
2-1 システム構築の背景と目的.....	46
2-2 対象品目	46

2-3 システムの利用方法.....	46
(1) システムの利用方法	46
(2) 盗品の場合の対応.....	49
(3) 利用の義務付け.....	49
2-4 システムの全体像	49
(1) システムの全体像.....	49
(2) セキュリティ対策.....	49
2-5 導入効果.....	49
 3. Hessische Polizei-Fahndung	
3-1 システム構築の背景と目的.....	50
3-2 対象品目	50
3-3 システムの利用方法.....	50
(1) システムの利用方法	51
(2) 利用の義務付け.....	57
3-4 システムの全体構成.....	57
(1) システムの全体像.....	57
(2) セキュリティ対策.....	57
(3) データベースの設置場所・所有者	57
3-5 導入効果.....	58
 4. 各国のシステムの概要比較表	59
 参考（オーストラリアとフランスの盗品情報公開システム）	
1. オーストラリア	参-1
2. フランス	参-8

I. イギリス

1. CheckMEND

最も普及しているシステムである「CheckMEND」について整理を行った。

1-1 システム構築の背景と目的

CheckMEND は、eBay¹などのインターネット・オークションサイトにおける盗品の売買防止を主目的として開発された検索システムである。インターネット・オークションを始めとする中古品販売事業者の利用者が、盗品をそれと知らずに購入することがないように、Recipero 社²によって開発されたシステムである。

Recipero 社は 2000 年に Adrian Portlock 氏によって設立された民間企業であり、個人の所有物の製造番号などを収集・データベース化すると同時に、警察などから盗品などに関する情報を集約し、これらのデータベースを活用した情報検索サービスを提供している³。Recipero 社は、1,500 億件の物品に関する情報を有しており、同社の運営するデータベースへのアクセス件数は毎月 100 万件を超える⁴。

(1) サービス開始時期

CheckMEND のサービスが開始されたのは 2006 年である⁵。それ以前の 2003 年に、Recipero 社は「Immobilise」と呼称される個人資産などの所有物の登録サービスを開始している。Immobilise は、物品の所有者が予め製造番号をオンライン上に登録し、当該物品が紛失し又は盗難にあった場合、その登録情報を活用することで追跡を容易にするためのシステムである。Recipero 社の創業者である Adrian Portlock 氏が携帯電話を紛失した際、自身の携帯電話の端末識別番号である IMEI⁶が分からず警察に盗難届を提出することが困難であったという経験に基づき開始された⁷。2003 年に Immobilise のサービスが開始されると、携帯電話、自転車、電子機器などを登録する所有者が急増した。

同時期にイギリスでは青少年による携帯電話の盗難事件が社会問題化していた。これらの携帯電話の多くはインターネット上の中古品サイトで売買されており、一時は eBay のような大手インターネット・オークションサイトにおいても、盗品と思われる携帯電話が販売されていたとの情報もある。

このような状況から、盗品を、より積極的に中古品販売市場から排除すべきであるとの要請が高まり、2006 年に「Immobilise」や他のデータベースの情報を基に盗品を検索する

¹ イーベイ：米国のインターネット・オークション会社

² 住所：The Coach House, Ryeford Road South, Kings Stanley, Gloucestershire, GL10 3HG, United Kingdom

³ 警察から提供される情報には、盗品の他に遺失物が含まれる。

⁴ Recipero 社ホームページ <http://www.recipero.com/aboutus>

⁵ <http://www.checkmend.com/uk/images/press/USCompanyandFactsFinal20080619.pdf>

⁶ IMEI とは、携帯電話やデータ通信端末など、端末 1 台ずつに割り当てられた固有の識別番号であり、「国際移動体装置識別番号（端末識別番号）」を指す（出所：KDDI）。

⁷ Recipero 社ホームページ “Recipero News & Comment: The Serial Entrepreneur, June 6th, 2008”, (URL:<http://blog.recipero.com/2008/06/06/%E2%80%98the-serial-entrepreneur%E2%80%99/>)

サービスとして CheckMEND が開発された。

（２）警察によるシステム活用

イギリスでは先述したように携帯電話の盗難問題によって、全国をカバーした盗品情報検索サービス（特に携帯電話を対象としたもの）のニーズが高まり、警察はこれを提供することができる情報システムの構築を模索していた。特にロンドンはイギリスの中で最も盗難の発生率が高く、2003 年にロンドン警視庁内に携帯電話に係る犯罪を専門に扱う携帯電話犯罪ユニット（National Mobile Phone Crime Unit）が設立された。携帯電話犯罪ユニットは、当時、登録者が急増していた Immobilise に着目した。

2003 年、携帯電話犯罪ユニットなどのバックアップにより、Recipero 社が「Mobile Equipment National Database (MEND)」のサービスを開始した。MEND は、盗難の被害品、もしくは紛失物である携帯電話が発見された際、携帯電話を所有者に返還できるように、データベース検索で所有者を探すことが可能となるものである。一般利用者は、端末認識番号などといった、自己の携帯電話情報を MEND に登録することが可能となったが、当初、このデータベースにアクセスできるのは警察のみであった⁸。イギリスで MEND が作られたのは、当時、路上犯罪の 50%以上が携帯電話を使用したものであったこと、携帯電話の盗難が重大な社会問題となっていたこと、による。その後、MEND は、さらなる実効の充実に目的として、Immobilise（一般利用者による所有情報の登録システム：前述）と NMPR（警察による検索システム：後述）の 2 つのデータベースに分割された。

2006 年には、携帯電話犯罪ユニットなどのバックアップを受け、Recipero 社が CheckMEND のサービスを開始した。これは、eBay などのインターネット・オークションサイトでの盗品売買を防止することが目的で、一般の利用者がデータベースを利用して盗品情報を検索することが可能となった⁹。

また、2009 年には、イギリス内務省により、NMPR と NPC（National Police Computer：後述）のデータベースをリンクさせることについての新しい計画が発表された¹⁰。

イギリスの中古携帯電話はインドやアフリカなどの途上国でも販売されている。特に、iPhone のような高価な携帯電話の流行を受け、これらの携帯電話が高額で取引されるようになり、2007 年以降、中古携帯電話市場が急拡大している。携帯電話犯罪ユニットが設立された 2003 年以降、7 年が経過した現在でも、携帯電話の盗難をめぐる犯罪は依然として重大な社会問題として存在している。

なお、CheckMEND では、個人情報を公開していないため、サービスの運用開始にあたり、法改正などは不要であった。

⁸ <http://news.bbc.co.uk/2/hi/technology/4033461.stm>

⁹ <http://www.computing.co.uk/vnunet/news/2159932/auction-sites-feed-market>

¹⁰ http://www.prosecurityzone.com/Customisation/News/Government_Programmes/Government_Department_s/Mobile_phone_crime_reduction_initiative_funded_by_UK_Government.asp

1-2 対象品目

CheckMEND で検索可能な品目は、製造番号など識別番号が付与されている製品であり、携帯電話、ノートパソコン、カーナビ、コンピューター、カメラ、自転車、ゲーム機、iPod／MP3 プレーヤーなどが含まれる。これらのうち、多く登録されているのは、携帯電話、カメラ、iPod、ノートパソコンなど、持ち運びが簡単な小型の電子機器類である。

1-3 システムの利用方法

CheckMEND の利用者に制限はない。インターネット・オークションを利用する個人、古物商やオークション会社などを含む全ての人が利用できるシステムである。

利用者は、CheckMEND のウェブサイト (<http://www.checkmend.com/uk/>) から検索を行う。



CheckMEND のフロントページ

(1) 利用者登録

CheckMEND では、利用者登録をせずに検索することが可能であるが、後述のように検索には E-mail アドレスと支払いに関する情報を入力する必要がある。

複数回 CheckMEND を利用する場合は、アカウントを開設することで検索料金の割引を受けることができる。アカウント開設のためには、上記の項目の他に、利用者のパスワードの設定が必要となる。その他に任意で、会社名・電話番号・携帯電話番号の登録が可能である¹¹。




Comprehensive checking system that protects buyers and sellers

[Home](#)
[About CheckMEND](#)
[Using CheckMEND](#)
[FAQ](#)
[Contact Us](#)
[Privacy Policy](#)
[Terms of Service](#)

Trade Account Creation

Please complete the following information to create a new trade account. All information is required.

Company name

Company tax ID

Business phone

Mobile phone

E-mail address

Company size

Company address

Company state

Company zip

Credits	You pay	You save
0	\$ 0.00	\$ 0.00
10	\$ 10.00	\$ 3.21
25	\$ 25.00	\$ 7.50
50	\$ 50.00	\$ 15.00
100	\$ 100.00	\$ 30.00
200	\$ 200.00	\$ 60.00
300	\$ 300.00	\$ 90.00
400	\$ 400.00	\$ 120.00
500	\$ 500.00	\$ 150.00



© 2010 CheckMEND, Inc. All rights reserved.

CheckMEND アカウント開設用の登録ページ

(2) 利用費用

CheckMEND で検索を行うには、1 回につき 1.99 ポンド（約 260 円）¹²の料金が発生する。携帯の SMS テキストを利用した検索では、1 回の検索ごとに 3 ポンド（約 390 円）¹³の料金が発生する。CheckMEND を有料にした背景には、民間企業である Recipero 社の収益性の確保という側面がある一方で、後述するように犯罪者によるサービスの悪用を防ぐという目的もある。Recipero 社では、1.99 ポンド程度の廉価であっても、悪用に対する抑止効果を持つと考えている。

(3) 利用方法

次に示す情報を入力することにより検索が可能となる¹⁴。

○ 検索に必要な項目

- 利用者の電子メールアドレス
- 品目の種類（携帯電話、ノートパソコン、カーナビ、コンピューター、カメラ、

¹¹ <https://www.checkmend.com/us/trader/openaccount>

¹² 1ポンド=129.14円として換算（2010年11月1日の為替レート）

¹³ 1ポンド=129.14円として換算（2010年11月1日の為替レート）

¹⁴ <https://www.checkmend.com/us/trader/openaccount>

自転車、ゲーム機、iPod／MP3 プレーヤー、PDA¹⁵、楽器、テレビ、その他から選択)

- 製造元
- モデル
- 物品の識別番号など（製造番号、ESN（電子製造番号）など）¹⁶

CheckMEND チェック画面¹⁷

上記の情報を入力し、検索料を支払うためのクレジット・カード情報を入力すると、検索内容が CheckMEND に送信される。

○ 支払いに関する情報

- クレジット・カード保持者の氏名
- クレジット・カード番号
- セキュリティコード
- 発行日
- 発行期限
- 住所

¹⁵ PDA とは Personal Digital Assistance の略で、個人用の携帯情報端末の意。

¹⁶ CheckMEND は識別番号に適するものとして、以下の番号を紹介している。

“Any type of serial number, Engravings, ESN (Electronic Serial Number), Forensic liquid code, Frame number, IMEI, Immobilize warning label, Immobitag RFID Tag, Immobitag warning label, Microdot, RFID tag, Serial number, TraceMeLuggage tracker, Trovan Radio ID tag, UV pen markings, Warning label number”

¹⁷ http://www.checkmend.com/uk/public/check_start

Identifier 356260011112083
Search cost 0.99 USD

Name on card	AN Other	
Card number	2304692456794560	
Security code	231	3 or 4 digit code
Start date (mm/yyyy)	02 2004	If present on card
Expiry date (mm/yyyy)	02 2010	
Issue number		If present on card
House name/number	955	
Street Name	Connecticut Avenue	
Town	Bridgeport, CT	
State	Connecticut	
Zip / Postal code	06607	

[Proceed](#)

ubercool design Recyclers | Terms | Contact | Site Map | View a CheckMEND Report | Read our blog | © Recipero 2000-2008 **Recipero**

Provide your payment details.

その後、検索結果が利用者に送付される。検索結果のイメージは次ページのとおり。



Your search report produced the following results:

Unique certificate ID:

CM280-67775

To verify this report's authenticity please visit <http://dev.us.checkmend.net/verify>

Report created on:

05 Jun 2008

Your search criteria was:

Manufacturer: HTC

Model: S710

Item type: Mobile phone

Identifier: 3552570166800810

Manufacturer information (see notes):

✓ **Manufacturer: HIGH TECH COMPUTER CORP.**

✓ **Model: VOX0101**

✓ **Item type: Mobile Phone**

Checks Performed

Ever blocked US

Ever blocked UK

Ever blocked Rest Of World

IMEI Currently blocked

Stolen

Lost

Insurance claims

Possible counterfeit

Owners

Explanation

✓ CheckMEND has no record of this item being blocked by any US network.

! This item has been blocked during its lifetime by one or more UK network(s).

✓ CheckMEND has no record of this item being blocked by any Rest Of World network.

✓ This item is not currently blocked.

! A stolen report exists.

✓ No loss report recorded.

! An insurance claim was found. This may be an indication that the item may want to seek further information about this property.

✓ The identifier is not known to be used for counterfeit products.

! One or more owners are recorded for this item.

Notes

For some products CheckMEND is able to determine the type, make or model from the identifier. However, many products find their way to market branded differently from the original manufacturer. As a result, the manufacturer information located may on occasion differ from that shown in the search criteria. Information shown from manufacturers in many cases can help you avoid cloned or otherwise counterfeit property.



This report is subject to the CheckMEND service terms and conditions which are viewable at <http://dev.us.checkmend.net>
If you consider any information on this report to be incorrect please email support@checkmend.com
Please tell us about why you used CheckMEND and if it was helpful on our blog at <http://checkmend.wordpress.com/>
No warranty is offered or implied.

CheckMEND の検索結果レポート例¹⁸

¹⁸ <http://www.checkmend.com/uk/pdf/checkmendReport.pdf>

本番号は、eBay などに出品する際に提示できる。購入者は、本番号を用いて CheckMEND を検索し、当該物品の状態を確認できる。


CheckMEND™
AVOID STOLEN PROPERTY

Your search report produced the following results:

証明書番号

レポート作成日

入力内容の確認

製造元情報

検索結果内容

米国での利用制限

英国での利用制限

その他国での利用制限

IMEI の利用制限

盗難

紛失

保険

模造の可能性

所有者

CM280-67775

To verify this report's authenticity please quote this number on your eBay listing so that buyers can view and verify the certificate on the CheckMEND website.

05 Jun 2008

Confirms the search criteria you told us to check.

Manufacturer: HTC

Model: S710

Item type: Mobile phone

Identifier: 3552570166800810

Verification of item's identity, if known. These should match your search criteria, if not then the item may have had its identity altered.

入力内容と製造元情報を照合することで、物品の識別情報が改変されていないかを確認することができる。

Explanation

Confirms US and global status of the item checked.

米国英国及びその他の国での当該物品の状態を確認することができる。

CheckMEND has no record of this item being blocked by any Rest Of World.

This item is not currently blocked by any Rest Of World.

A stolen report exists.

No loss report recorded.

An insurance claim status.

模造された物品であるかどうかを示される。

One or more owners are recorded for this item.

保険のクレームがされているかを示される。

Insurance claim status. If a claim is shown, this could relate to theft loss or repair.

Confirms if the identifier checked is known to be used in counterfeit products.

Confirms if the item is new or not.

当該品が新品かどうかを確認できる。

Notes

For some products CheckMEND is able to determine the type, make or model from the identifier. However, many products find their way to market branded differently from the original manufacturer. As a result, the manufacturer information located may on occasion differ from that shown in the search criteria. Information shown from manufacturers in many cases can help you avoid cloned or otherwise counterfeit property.

AS RECOMMENDED
by





This report is subject to the CheckMEND service terms and conditions which are viewable at <http://dev.us.checkmend.net>

If you consider any information on this report to be incorrect please email support@checkmend.com

Please tell us about why you used CheckMEND and if it was helpful on our blog at <http://checkmend.wordpress.com/>

No warranty is offered or implied.

CheckMEND の検索結果レポート例

また、ホームページでの検索以外にも、携帯電話のテキストメッセージサービスを活用した検索も可能であり、テキストメッセージを送ることで、盗品情報を確認することができる。

（４）盗品の場合の対応

１）利用者の対応

CheckMEND では、検索した物品の状態が「赤」、「黄」、「青」の３色で表示される仕組みとなっている。盗品や遺失物などとして警察に届出がなされている場合や保険請求がされている場合には「赤」の表示、登録者が複数いる場合など、疑わしい点がある場合は「黄」の表示、警察や保険会社から情報が提供されていない場合は「青」の表示が出る。

The screenshot displays the CheckMEND interface for a mobile phone. On the left, under 'Checks Performed', a box highlights 'Ever blocked Rest Of World' with the text '検索した物品の状態 (赤、黄、青)'. The main area shows 'Manufacturer information' (Manufacturer: HIGH TECH COMPUTER CORP., Model: VOX0101, Item type: Mobile Phone) and a list of checks with their status (green checkmark for 'OK', red exclamation mark for 'Warning', yellow exclamation mark for 'Caution') and explanations. Red callouts provide further context: 'Confirms US and global status of the item checked.' points to the 'Ever blocked US' check; 'Insurance claim status. If a claim is shown, this could relate to theft loss or repair.' points to the 'Insurance claims' check; 'Confirms if the identifier checked is known to be used in counterfeit products.' points to the 'Possible counterfeit' check; and 'Confirms if the item is new or not' points to the 'Owners' check.

Checks Performed	Status	Explanation
Ever blocked US	Green checkmark	CheckMEND has no record of this item being blocked by any US network.
Ever blocked UK	Red exclamation mark	This item has been blocked during its lifetime by one or more UK network(s).
Ever blocked Rest Of World	Green checkmark	CheckMEND has no record of this item being blocked by any Rest Of World network.
Lost	Green checkmark	This item is not currently reported as lost.
Insurance claims	Red exclamation mark	A stolen report exists. Insurance claim status. If a claim is shown, this could relate to theft loss or repair.
Possible counterfeit	Yellow exclamation mark	An insurance claim was found. This may be a stolen item or damaged item. Confirms if the identifier checked is known to be used in counterfeit products.
Owners	Yellow exclamation mark	The identifier is not known to be used for counterfeit products. Confirms if the item is new or not.

古物商などが CheckMEND を利用して盗品を発見した場合でも、通報の義務はない。ただし、盗品と知りながら販売することは犯罪行為となる。

２）警察の対応

CheckMEND の利用者から盗品に関する情報を受けた警察は、通報者からの情報を基に関係者に対して詳細を問い合わせる。盗品が検索されたことについて、CheckMEND 自体から警察に通報される仕組みにはなっていない。

携帯電話が盗品であり、且つ所有者が Immobilise などに所有物を登録済みで個人が特定できる場合、携帯電話は警察によって回収され所有者に返却される。住所変更などにより所有者の所在が不明な場合、あるいは本人が返却不要と回答した場合などは、当該携帯電話は古物商やオンラインショッピングサイトの所有物となる。盗まれてから数年が経過しているもの、被害者が観光客などイギリス外に居住している場合もこれに該当する。盗品を本来の所有者に返却することは CheckMEND の目的のひとつに過ぎず、犯罪者が盗品を転売することを困難にし、犯罪を防止することが主目的である。

（５）利用の義務付け

古物商などに対して CheckMEND の利用は義務付けられていない。ただし、Recipero 社は古物商などが CheckMEND を利用する利益は十分に存在すると考えている。イギリスでは盗品を所持することは法律で禁止されており、盗品と知らずに物品を購入した場合であっても、その物品が盗品と判明した場合には、それらの物品は所有者に返還されるか、警察によって押収される。古物商などが注意義務を怠り、盗品を販売すると、犯罪行為に該当することなどから、古物商などは自身の損害を防ぐために事前の確認作業を重視しており、そのための検索システムとして CheckMEND が活用されている。

＜参考＞中古品販売事業者へのヒアリング
中古品販売事業者（ロンドン市内）



出所：MRI 撮影

全国に店舗を展開する「CeX」は、中古ゲーム、DVD、携帯電話、カメラ、PC、テレビなどを扱う中古品販売事業者である。

CeX の従業員によると、「CheckMEND は携帯電話の検索には有益だが、携帯電話以外の物品（ノートパソコン、カメラ、iPod など）の登録情報が多くないため、検索の有効性は携帯電話ほどではない。」とのこと。

１－４ システムの全体構成

（１）システムの全体像

CheckMEND は、SEND (Stolen Equipment National Database : 全国盗品データベース)、Immobilise、NMPR (National Mobile Property Register) といったデータベースから盗品に関する情報を検索するためのサーチエンジンである。以下に、CheckMEND から検索可能なデータベースの概要とシステムの全体像を示す。

１）SEND (Stolen Equipment National Database)」

SEND (Stolen Equipment National Database : 以下 SEND と表記) は、「全国盗品データベース」の略称で携帯電話のみが登録されているデータベースであり、携帯電話犯罪ユニットが管理している。SEND にアクセスすることができるのは警察関係者、税関、地方自治体、消費者保護団体などである。

２）Immobilise

Immobilise は、個人や企業が、無料で所有物の情報を登録することができるデータベー

スであり、Recipero 社が運営している。全ての人が利用可能である。イギリスでは市民の参加による情報の収集及び中古品の事前チェックが重視されており、Immobilise の構築も、市民参加による情報収集の一環といえる。

3) NMPR (National Mobile Property Register)

NMPR(National Mobile Property Register:以下 NMPR と表記)は、SEND や Immobilise のデータベースを一挙に検索することが可能なサーチエンジンである。NMPR は、このほか、保険会社のデータベース及び携帯電話については IMEI データベース (GSM 協会¹⁹のメンバーが利用可能なデータベース) とともリンクしている。携帯電話の IMEI や盗品の製造番号を入力すると、複数のデータベースを検索した結果が表示される。NMPR は、警察及び一部のリサイクル業者のみが利用可能である。

NMPR は Recipero 社の Immobilise が開始 (2003 年) された 6 か月後に始まったサービスであり、携帯電話犯罪ユニットの主導により開発された。警察は従来、盗品情報を照会する際 Police National Computer (以下 PNC と表記)²⁰を利用していたが、PNC は構造が複雑で使いにくいシステムであったため、携帯電話犯罪ユニットが Recipero 社との連携を提案、NMPR の開発に至った。NMPR の開発費及び運営費は携帯電話犯罪ユニットが負担している。現在は携帯電話犯罪ユニットが Recipero 社と契約し、全国 43 地域の警察が NMPR を利用しているが、将来的には内務省が所管する外郭公共団体である NPIA(National Police Improvement Agency)を契約主体とすることが検討されている。警察が NMPR を利用する際には、利用回数毎の課金が行われるのではなく、運営費のみが支払われている。

なお、NMPR の維持管理費としては 120 万ポンド/年 (約 1 億 5 千万円²¹) 必要であるが、実際に警察から Recipero 社に支払われているのは 20 万ポンド/年 (約 2,600 万円) である。差分の 100 万ポンド (約 1 億 2,500 万円) には、CheckMEND の利用料収入が充当されている。

NMPR は PNC とは独立した形で発展してきた。2003 年の設立後 NMPR で検索可能なデータベースが増加し、利便性が増したため、2009 年には NMPR と PNC をリンクさせることが決定された。これを受けて 2011 年を目処に、PNC を通じて NMPR の内容が検索できるようになる予定である。

¹⁹ GSM(Global System for Mobile Communications)とは、日本や韓国などを除いた多くの国で使われている第二世代携帯電話 (2G) の規格である。GSM 協会は、世界 219 の国・地域の 800 を超える GSM のモバイル・オペレーターを代表する業界団体である。GSM オペレーターの利益の促進、保護、強化など目的にしている。

²⁰ PNC は、イギリス全国の警察関係者が利用するシステムである。PNC は、指名手配者、行方不明者、性犯罪者、盗品などに関するデータが登録されている複数のデータベースで構成されている。PNC は 1970 年代に開発されたイギリスの警察システムの中で最も古いシステムのひとつである。り、これまで複数回にわたり改定が行われてきた。

²¹ 1 ポンド=129.14 円として換算 (2010 年 11 月 1 日の為替レート)

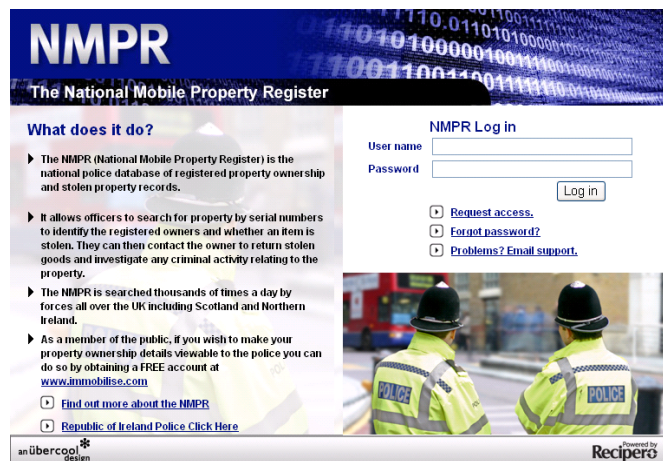
＜参考＞ NMPR を活用し犯罪解決に至った事例

ロンドンで殺人事件が発生した際、被害者が殺される前に携帯電話で助けを求める電話をかけていた。その電話番号から IMEI を割り出し、IMEI を NMPR で検索したところ、以前にも同じ IMEI が検索されていたことが判明し、当時検索を行った警察官に詳細を確認したことで犯人の特徴が明らかとなり逮捕に至った。

出所：携帯電話犯罪ユニットヒアリング

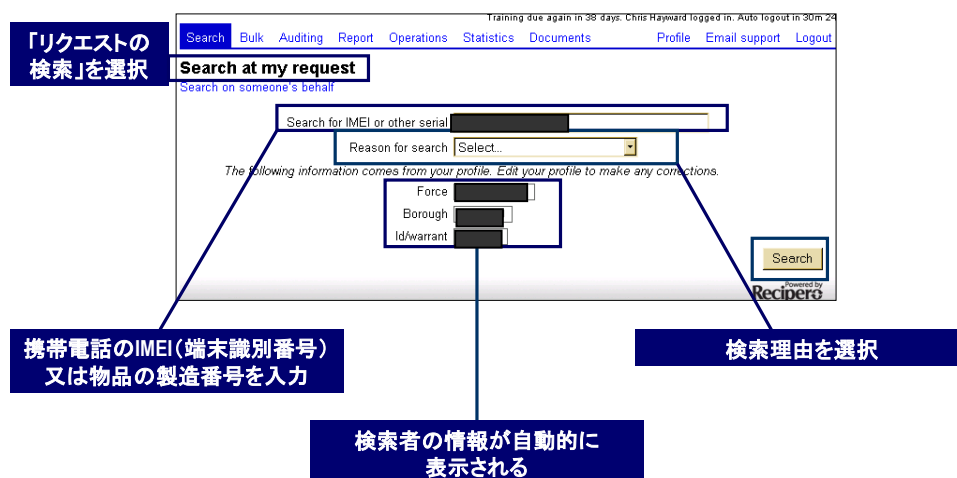
NMPR の利用方法は以下のとおりである。

- ① NMPR のウェブサイトからログインする。警察専用のメールアドレスがログイン ID になっている。(URL: www.thenmpr.com)



ログイン画面

- ② IMEI を入力し、携帯電話の状態を確認する。



検索結果画面①

「代理人として
検索」を選択

Searching on behalf of someone else
Search at my request

Search for IMEI or other serial. (Also Mobile or Land-line) If this is an IMEI, it appears to be typed correctly.

Reason for search

Party's force

Party's borough

Party's id/warrant

Search

携帯電話のIMEI(端末識別番号)
又は物品の製造番号を入力

検索理由を選択

代理人の情報を入力

検索結果画面②

③ 検索結果は NMPR にアクセスがあった時系列ごとに整理され表示される。

Results for [copy to Word](#) [copy to Excel](#) Powered by Recipero

Ever been Blocked?	Lost/Stolen?	Valid TAC?	Registered?	Found?	Searched earlier?	Searched on CheckMEND?
YES	YES	MOTOROLA INC. MQ5-4411A11	YES	NO	NO	YES

Date (latest first)	Time	Description
Wed 16th Jan 2008	20:27:14	CheckMEND search by Mazuma, enquiries@mazumamobile.com result was HIT certificate id is 238e17-db133b
Mon 7th Jan 2008	07:30:21	Details of THEFT added to this system. Reference: Metropolitan-3600421/08. Station: RG. Owner recorded was: See crime report. Not reported to network.
Sun 6th Jan 2008	09:32:30	NMPR became aware of the block by T-Mobile (UK) Ltd
Sat 5th Jan 2008	Not known	T-Mobile (UK) Ltd blocked the handset on their own network.
Sat 5th Jan 2008	Not known	THEFT happened. Reference: Metropolitan-3600421/08. Station: RG. Owner recorded was: See crime report. Not reported to network.
Sat 5th Jan 2008	Not known	Handset BLOCKED by T-Mobile (UK) Limited. Reason given was Stolen/Lost Reason clarification was None.
Thu 3rd Jan 2008	13:41:33	Item updated on 66, CHARLTON ALICEFERNAN

時系列順の
検索結果

検索結果画面

注) 図中の 箇所には個人情報に記載されている
(Recipero 社から提供された時点で塗潰されていた)

ブロックされているか？	盗品/遺失物か？	有効なTACか？	登録されているか？	見つかったか？	以前に検索がなされているか？	CheckMENDで検索されたか？
はい	はい	MOTOROLA INC. MQ5-4411A11	はい	いいえ	いいえ	はい
日付	時間			詳細		
2008年1月16日	20:27:14	“Mazuma社がCheckMENDを検索した”				
2008年1月7日	7:30:21	“ロンドン警察によって盗品であるという情報が追加された”				
2008年1月6日	9:32:30	“NMPRはTmobile(UK)社によってこの携帯電話がブロックされたことを認識した”				
2008年1月5日	不明	“Tmobile(UK) 社によってこの携帯電話はブロックされた”				
2008年1月5日	不明	“盗難発生”				
2008年1月5日	不明	“Tmobile(UK) 社によってこの携帯電話はブロックされた”				
2008年1月3日	13:41:33	“個人によってImmobilizeに携帯電話が盗難されたと登録された”				

検索結果画面（和訳）

NMPR は、警察だけでなくリサイクル事業者も利用することが可能である。ただし、NMPR の利用を希望するリサイクル事業者は、「リサイクル事業者憲章（Recyclers Charter）」に同意する必要がある。本憲章では、リサイクル事業者は、持ち込まれた携帯電話を NMPR で検索し、盗品か否かを確認しなければならないことが規定されている。盗品であることが確認された場合には、事業者は警察に通報する義務がある。携帯電話が盗品であることが確認された場合、警察は、携帯電話を販売しようとした人物の住所、電話番号などに関する情報をリサイクル業者から入手し、携帯電話の所有者に確認をとる。

＜参考＞「リサイクル事業者憲章 (Recyclers Charter)」

「リサイクル事業者憲章 (Recyclers Charter)」とは、内務省が中古携帯電話を取り扱うリサイクル事業者を対象に作成した任意の行動規範である。本憲章に合意したリサイクル事業者は警察に対して盗品防止のために以下の情報を提供することが規定されている。

- (a) (中古携帯電話の) 取引記録 (時間と場所)
- (b) IMEI など携帯電話を特定するための情報
- (c) 中古携帯電話を販売しようとした人物の名前と住所
- (d) (リサイクル事業者が) IMEI を確認した日時
- (e) 中古携帯電話に対して対価が支払われた場合そのプロセス
- (f) 中古携帯電話が盗品であった場合、適切な機関 (警察、UK Mobile Network、保険会社など) に通報すること
- (g) 現行法に基づき、盗品を被害者へ返却もしくは廃棄したプロセス
- (h) これらの情報はリサイクル事業者において2年間保管すること

出所：携帯電話犯罪ユニット提供資料

4) システムの全体像

盗難事件が発生すると、被害者は警察に盗難届を提出する。被害者からの盗難届を受理した警察は、盗品の種類に応じて以下の2つの対応をとる。

①盗品が携帯電話の場合

盗難届を受理した警察署はその内容を携帯電話犯罪ユニットに送付する。携帯電話犯罪ユニットは携帯電話に関する犯罪を取り扱う全国で唯一の専門組織であり、全国の警察署から盗難にあった携帯電話の情報を集約している。各警察から盗難届を受領した携帯電話犯罪ユニットは、その中から、a)届出番号(Crime Reference Number)、b)盗難届の提出日、c)盗難届を受理した警察署、d)携帯電話のIMEIの4点を抽出し、それらをSENDに登録する²²。SENDに登録された情報はRecipero社のデータベースに蓄積される。

②携帯電話以外の物品が盗難にあった場合

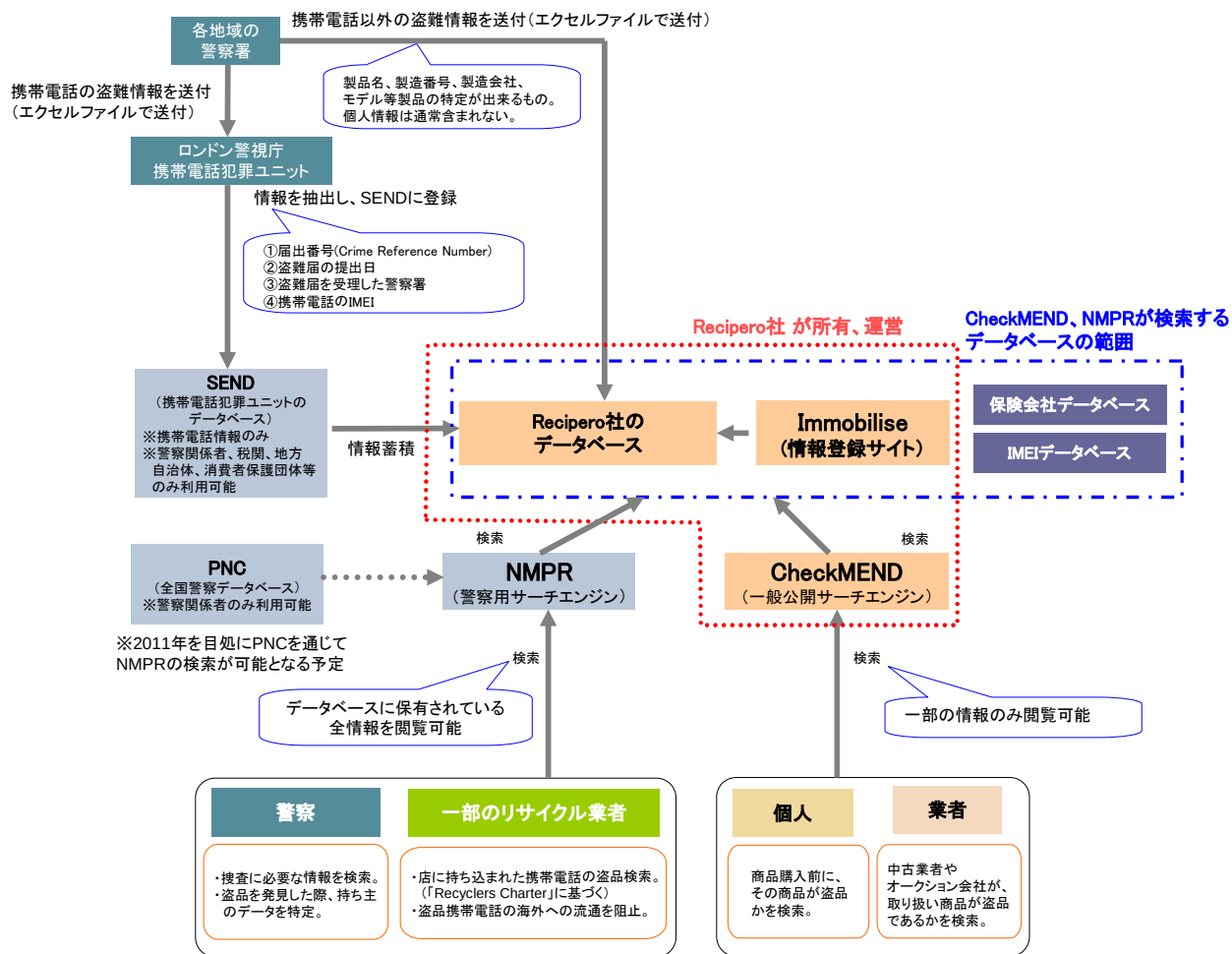
盗難届を受理した警察署は直接Recipero社に盗品に関する情報を送付する。警察から送付される内容は、製品番号、モデル、色や形などであり、被害者の個人情報(氏名、住所、電話番号など)は送付されない。イギリスでは情報保護法(Data Protection Act)によって個人情報の扱いが厳しく規定されており、個人情報の取得者はその扱いに細心の注意を

²² 携帯電話犯罪ユニットは、盗難被害者の住所や名前、電話番号などの個人情報を把握する必要はないと考えているため、上記の4点の情報以外の情報を削除した上でSENDに保存している。

払う必要がある。警察と Recipero 社の間で個人情報の送付を禁止する規則などは存在しないが、警察は物品を特定するのに必要な情報のみを Recipero 社に送付している。警察関係者にとっては、「何が」盗まれたかが重要であり、「誰の物が」盗まれたかは重要ではなく、Recipero 社に送付する情報もその考え方に拠っているとのことである。

被害者があらかじめ当該物品を Immobilise に登録している場合には、その物品が盗難にあったという情報を自身の Immobilise の登録内容に追加することも可能である。Immobilise に登録された内容は瞬時に NMPR で検索可能となり、NMPR で当該品の検索を行うとその物品は盗品として報告されたと表示される。また、盗難情報が Immobilise に登録されると、登録直後から CheckMEND でも盗品として扱われる。古物商やインターネット・オークションなどの利用者が CheckMEND を利用し検索すると、CheckMEND の検索結果画面に、盗品である可能性について表示される。

CheckMEND と NMPR は、共に盗品情報を検索するためのシステムであり、同一の情報源から盗品情報を検索している。情報源には、警察から提供された情報に加え、Recipero 社が運営している Immobilise の情報や、保険会社から提供された情報が含まれる。CheckMEND と NMPR の相違点は、アクセス可能な利用者と情報の範囲にある。CheckMEND は、利用料を支払えば、誰でも利用することが可能であり、古物商やインターネット・オークション事業者、個人を対象としている。これに対し NMPR は警察関係者または、一部の携帯電話リサイクル事業者のみ利用可能である。また、Recipero 社が保有している情報の詳細（警察への届出番号、盗難届の提出日、盗難届を受理した警察署など）を CheckMEND の利用者が閲覧することは出来ない。CheckMEND の利用者が得られる情報は、警察/保険会社/Immobilise の利用者によって盗難被害にあった/紛失したと登録されているか否かの情報のみである。NMPR を利用する警察及び一部の携帯電話リサイクル事業者は Recipero の所有する情報の全てにアクセスすることが可能である。



イギリスにおける盗品データベースの関係図²³

²³ 各種資料、ヒアリングより MRI 作成

（２）セキュリティ対策

Recipero 社では顧客の個人情報と盗品データとを異なるサーバで管理しており、セキュリティ対策に万全を期している。また、警察機関や政府機関のシステムを運営する民間企業には、セキュリティに関する厳しい規定が定められており、Recipero 社も同規則に則ってセキュリティ対策を講じている。

また、CheckMEND のプライバシー・ポリシーには以下の点が記載されている²⁴。

- CheckMEND のウェブサイトに登録された個人情報は、プライバシー・ポリシーに記載されている事例を除き、他者に販売、公開、使用許可の供与、取引、貸与されることはない。
- Recipero 社は、利用者に対し機微情報を含む個人情報を要求することはない。
- Recipero 社は、収集した個人情報について紛失、悪用、権限のないアクセス、開示、改ざん、破壊などから保護するために十分な予防策を実施する。技術的な対策としては、ファイアーウォール・プロテクションや暗号化テクノロジーの使用を含む。

また、CheckMEND ウェブサイトには利用規約として以下の規定が定められている²⁵。

- CheckMEND が提供する情報は、複数の第三者機関より集約された情報であり Recipero 社はこれらの情報に対して責任を負わない。
- Recipero 社は、「1998 年データ保護法 (Data Protection Act 1998)」において規定される「情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office)」²⁶に登録しており、利用者から収集した情報を、第三者機関に提供することはない。(しかし、) Recipero 社は、犯罪捜査や犯罪防止の為、警察及び警察から権限を与えられたその他の機関に対しこれらの情報を開示することがある。

（３）データベースの設置場所、所有者

CheckMEND の所有者は Recipero 社であり、CheckMEND は同社によって運営、管理されている。CheckMEND や NMPR の検索の母体となるデータベースの設置場所は Recipero 社のサーバーームである。

（４）維持管理費用など

CheckMEND の利用者から料金を徴収することで、他のシステムの運営資金に充てている。先述したとおり NMPR の運営経費として、年間 100 万ポンドが CheckMEND 利用者からの収益や保険会社からの利用料で賄われており、この収益が警察の負担を軽減させているといえる。

²⁴ <http://www.checkmend.com/uk/privacy>

²⁵ <http://www.checkmend.com/uk/termsandconditions>

²⁶ 情報コミッショナー事務局は、個人情報の保護に関して、公的機関と民間機関の双方を監督するイギリスの独立機関である。

1-5 導入効果など

(1) アクセス件数

① CheckMEND

2008年5月のプレスリリース情報では、CheckMENDのデータベースに対して、月60万回以上（平均1日2万回）の照合がなされているとのことである²⁷。また、2008年6月のプレスインフォメーションによると、月100万回以上（平均1日3万3千回）の照合がなされている²⁸。

② NMPR(National Mobile Property Register) :

CheckMENDに直接リンクしているNMPRにおいては、2007年の下半期の半年間に、90,910回の検索がなされ、そのうちの18,086件(21.5%)について、盗難情報との一致があった²⁹。

(2) データ登録・保有件数

CheckMENDには、毎週15万件の情報が登録される³⁰。CheckMENDの開設時(2006年)のデータ保有件数は約380万(金額に換算すると約5億7,000万ポンドに相当)であり、そのうち、35%は携帯電話であった³¹。また、2008年6月のプレスインフォメーションでは、約3,000万件以上の盗品情報を保有していると発表されている³²。

なお、検索頻度が高い製品は携帯電話、iPod、パソコン、カメラなど高価値であり、且つ小型の機器である。

現在、21,567,000件の盗品データが登録されている³³。

(3) 直接的効果

CheckMENDで検索された中古品のうち、平均して10回に1回は「盗品」と判明している³⁴。また、携帯電話が盗品として明らかとなることで、これまでに10万件以上の犯罪解決に繋がり、多くの窃盗、強盗、殺人事件の解決に貢献した。

(4) 活用事例

携帯電話の盗難が他の犯罪に結びつくことがある。例えば、強盗や殺人、レイプの犯人が犯行後被害者の携帯電話を盗み、オンラインショッピングサイトで転売したケースが数多く報告されている。これらの犯罪の場合、携帯電話が契機となり犯人が明らかになるこ

²⁷ <http://www.checkmend.com/us/pdf/CheckmendPressRelease20080518.pdf>, pp. 3

²⁸ <http://www.checkmend.com/uk/images/press/USCompanyandFactsFinal20080619.pdf>, pp. 2

²⁹ <http://it.tmcnet.com/news/2009/08/27/4343934.htm>

³⁰ <http://www.checkmend.com/uk/images/press/USCompanyandFactsFinal20080619.pdf>

³¹ <http://www.computing.co.uk/vnunet/news/2159932/auction-sites-feed-market>

³² <http://www.checkmend.com/uk/images/press/USCompanyandFactsFinal20080619.pdf>

³³ <http://www.recipero.com/checkmend>

³⁴ <http://www.checkmend.com/uk/images/press/USCompanyandFactsFinal20080619.pdf>

とがある。

警察が Recipero 社と連携することの最大の利点は、盗品にすばやく対応することができることである。Immobilise に「盗難された」という情報が追加されると、瞬時にその内容が NMPR に反映される。NMPR を使う警察官はそれらの情報を元に盗難携帯電話の捜査を行うことが可能となる。

Recipero 社では 2014 年のロンドン五輪に向けて、本制度の更なる拡大を目指している。世界中からロンドンに観光客などが集まり、それに伴う盗難事件も増加すると考えられるためである。ロンドン五輪のためロンドンを訪れる観光客に対しても、自分の持ち物（携帯電話、iPod、カメラなど）をあらかじめ Immobilise に登録することを Recipero 社は奨励している。

携帯電話犯罪ユニットでは、盗品データが悪用される可能性は極めて低いと認識している。また、実際にデータが犯罪者により捜査を免れるために悪用された事例は把握されていない。とりわけ携帯電話については、盗品に関する情報を公開したとしても悪用される可能性は低いと考えている。CheckMEND で盗品情報を検索するためには、利用者の個人情報やクレジットカード情報を入力しなければならず、犯罪者自身が特定されるようなリスクを犯して CheckMEND にアクセスし悪用する動機は非常に低いと考えられるためである。また、CheckMEND では、どの利用者が何を検索したか全て記録されるため、犯罪者が CheckMEND を使用することはほぼないものと考えられている。

<参考> 新たな携帯電話の盗難増加の可能性

現在、イギリスでは、いわゆる日本の「おサイフケータイ」のように、携帯電話で支払いを行う電子マネーシステムの導入が検討されている。しかし、携帯電話に電子マネー機能が付加されると盗難増加に繋がる可能性もあるため、携帯電話犯罪ユニットでは、盗難にあった携帯電話について SIM カードと IMEI（携帯電話本体）の両方をブロック（使用不可）とすることに一層力を入れる計画である。

出所：携帯電話犯罪ユニットヒアリング

<参考> 民間企業との連携のメリット

Recipero 社によると、イギリスにおいて CheckMEND のような盗品検索システムが構築されるまでに 10 年間に要した。現在ではアメリカの FBI やマレーシア政府とも連携するに至っているが、このようなシステムをゼロから構築することは費用面でもノウハウ面でも非常に困難であり、既にノウハウの蓄積がある民間との連携が重要となると考えている。

出所：携帯電話犯罪ユニットヒアリング

＜参考＞ 盗難車への対応

ロンドン警視庁によると、盗難車データベースを構築したとしても、盗難車の多くは車両登録番号などが書き換えられており、盗難車として認識されないため（「クローニング」）、対策が難しいとしている。

イギリスの中古車の多くはキプロスやドバイなどの第三国に輸出されており、これらの中古車が「クローニング」に利用されている。イギリスから第三国に輸出された中古車は、第三国に到着後、現地の車両登録番号が付与されるまでの間、イギリスで使用していた車両登録番号が付与されたままとなっている。「クローニング」を行う自動車の窃盗団は、この間に中古車の車両登録番号を盗み、イギリス内の盗難車にその番号を付与する。すると、イギリス内の盗難車と既に国外に出ている中古車、すなわち第三国に輸出された中古車がまったく同じ車両登録番号を持った「クローン」となる。国外に輸出された中古車は盗難車データベースには登録されていないため、中古車の「クローン」となった盗難車は、データベースを検索しても盗難車として表示されない。

そのため、自動車製造業者による盗難対策などを同時進行で行う必要があり、イギリスでは業界団体と連携した盗難対策が進められ、盗難車の検索データベースは二次的な予防策として認識されている。

出所：ロンドン警視庁ヒアリング

（５）利用率向上のための施策

Recipero 社は CheckMEND 普及の前提として Immobilise を普及させるため、警察、大手携帯電話会社、オンラインショッピングサイトと連携し Immobilise の宣伝を行った。現在は携帯電話メーカーも巻き込んだ PR 戦略を作成している。たとえば、携帯電話ソフトウェアに、自動的に IMEI が Immobilise に登録されるシステムを構築することなどが検討されている。

また、学校においても広報活動を展開しており、児童生徒に対し、携帯電話、iPod、高級な自転車などを Immobilise に登録することを奨励している。児童生徒が Immobilise を利用することで家庭でも高価な電気機器類を登録しようとする動きが広まり、予防措置として有効であると考えられている。

1-6 その他

（１）苦情対応

利用者からの大きな苦情はない。利用者から最も多く寄せられる要望は情報の更新のスピードを早くして欲しいというものである。Immobilise の情報は瞬時に NMPR で検索可能となるが、IMEI データベースの情報が NMPR で検索可能となるには、盗品情報が IMEI データベースに登録されてから最長 48 時間を要する。また、各警察署の情報が NMPR で検索可能となるのにも時間を要する。そのため、利用者の一部からはよりスピード性を求める声が

上がっている。

(2) CheckMEND のアメリカへの進出

Recipero 社は 2009 年末、アメリカの大手検索データベースである Trace.com を買収しアメリカ進出を果たした。Recipero 社によれば、従来の Trace.com は商品を登録した利用者に対し関連商品の情報を送付するなど、オンラインショッピングの要素が強く、CheckMEND のような盗品情報を検索することとは異なる目的で使用されており、今回 Recipero 社がアメリカに進出したことで、アメリカに新しいサービスが展開されるようになったと自負している。

(3) CheckMEND のアジアへの展開

Recipero 社はマレーシアでも CheckMEND を開始した。これはマレーシア政府からの要請により Recipero 社が開始したものである。マレーシアは国連が推進するサイバー犯罪対策の主導的役割を担おうとしており、CheckMEND の導入もその一環と考えられる。Recipero 社はマレーシアに進出するにあたって、マレーシア企業と連携している。

Ⅱ. アメリカ

アメリカにおける盗品情報公開システムは、州が直接運営しているもの(例:フロリダ州)と州警察などから提供される情報を公開している民間のシステムに類別される。

1. フロリダ州 (Public Access System)

1-1 システム構築の背景と目的

Public Access System (以下 PAS と表記) の実施主体は、フロリダ州法執行局 (Florida Department of Law Enforcement、以下 FDLE と表記) ³⁵である。PAS は、フロリダ州法執行局が管理する、州全体の犯罪関連情報を集約したデータベースであり、フロリダ州犯罪情報センター (Florida Crime Information Center、以下 FCIC と表記) に蓄積されているデータの一部を公開している。

FCIC には、各郡及び市警察が有する犯罪関連情報が登録されている。郡警察及び市警察は FCIC に情報を登録する際、当該情報を PAS にて公開可能か否かを判定し分別作業を行うが、通常、捜査中の事案に関する情報及び個人情報を含む情報は非公開となる。FCIC に登録されると、自動的に PAS にアップロードされる仕組みとなっている。なお、FCIC のデータベースへは法執行機関関係者のみが閲覧可能であり、一般市民がアクセスすることはできない。

PAS は逮捕状の出ている指名手配犯、行方不明者、盗品などに関する情報を広く一般公開する事により、市民の知る権利を確保し、捜査に有益な情報を市民から収集することを目的としている。

PAS は、盗品の転売などを阻止することを目的に構築されたシステムではないため、盗品の流通対策や窃盗の抑止は二次的な効果であると考えている。フロリダ州は州政府が有する情報を市民に公開することを重視しており、PAS も一般市民の知る権利を担保するための取り組みの一環として構築された。すなわち、PAS は市民が購入するものが盗品か否かを自ら調べることができるようにする為の手段を提供することを目的としているものである。

PAS のサービスが開始されたのは 1999 年である。FDLE は 1999 年に FCIC 全体の再構築を行った。この際、指名手配犯、行方不明者、盗品情報をインターネット上で公開することとなった。

フロリダ州は政府が有する情報を市民に公開する“情報公開州 (Open Record State)”と呼ばれており、全米の中でも情報公開が進んだ州のひとつとなっている。フロリダ州では州法である Public Record Law (公的記録法) によって、州政府が市民 (フロリダ州住民に限らない) から情報公開の請求を受けた際には、一部の保護情報 (Protected Information) を除き一般に公開しなければならないと定められている。公開される情報には個人の民事訴訟に関する記録、土地の所有状況、市民の住所、事業者の納税状況などが含まれる。情報公開に含まれない保護情報にはプライバシーに関する情報 (社会保障番号、クレジット

³⁵ 住所: 2331 Phillips Road, Tallahassee, FL 32308 (アメリカフロリダ州)

カード番号、未成年犯罪者、犯罪被害者）及び現在捜査中の事案に関する情報である。

FCIC の再構築に伴い、これらの情報を広く一般に公開することとなったため、FDLE は州内の各警察署長に対し、情報をオンラインで公開することについての了解を得る必要が生じた³⁶。情報の所有権は郡警察及び市警察にあり、各警察署が保有する犯罪関連情報を FDLE に提供する義務がなかったためである。郡警察及び市警察の情報を PAS に掲載することの条件として、①各警察署長が PAS に掲載するデータを選択できること、②各警察署長はいつでも PAS からデータを削除できること、の 2 点が定められた。これらの経緯を経て、警察署の情報が PAS に公開されることとなった。

＜参考＞フロリダ州の特殊事情

- ・ フロリダ州は全米の中でも非常に情報公開の進んでいる州である。同じアメリカでもニューヨーク州やカリフォルニア州は情報公開が進んでいない。
- ・ FBI が全国レベルのオンラインデータベースを作成するという構想があるが、その場合、FBI は全州に情報提供を依頼しなければならない。しかし各州が異なる情報公開の基準を制定しているため、(ニューヨーク州やカリフォルニア州のような情報公開の進んでいない州など) 関係者全員 (市～郡～州レベルの警察) の合意を取り付けることは容易ではない。

1-2 対象品目

PAS には、FCIC に登録されている情報のうち、郡警察及び市警察が公開を許可した情報のみが掲載されている。郡警察及び市警察が一般公開に適さないと判断した情報については、FCIC にアクセスすることが可能な警察関係者のみで共有されることとなる。

PAS で検索可能な品目は以下の 11 分類である。

- ・ 盗難車 (Stolen Vehicles)
- ・ 盗難に遭った自動車部品 (Stolen Vehicle Parts)
- ・ 盗難に遭ったナンバープレート (Stolen License Plates)
- ・ 盗難に遭った自動車の decal (Stolen License Decals)
- ・ 盗難に遭った船舶 (Stolen Boats)
- ・ 盗難に遭った船舶部品 (Stolen Boat Parts)
- ・ 盗難に遭った船舶の decal (Stolen Boat Decals)
- ・ 盗難に遭った銃 (Stolen Guns)
- ・ その他盗品 (Stolen Articles)
- ・ 指名手配者 (Wanted Persons)
- ・ 行方不明者 (Missing Persons)

PAS に含まれている物品は、従来 FCIC で使用されていた盗品の分類によるものであり、盗難率が高い物品のみが選ばれた訳ではない。なお、製造番号 (シリアルナンバー) が付

³⁶ これらの許可は、Chief of Police Association と Sheriff' s association から得た

与されていないものは検索ができないため、製造番号などの識別番号を有する物品のみが登録の対象となる。ただし、製造番号以外でも所有者が独自に付けた番号などの識別可能な番号があれば登録することが可能である。

なお、PAS に登録されているデータは指名手配犯に関するものが中心となっている。

1-3 システムの利用方法

PAS は、インターネットを利用し一般公開されており、誰でもアクセスすることが可能である。利用者はフロリダ州の住民に限定されない。

利用者が PAS を使うにあたって遵守しなければならない特別の規則・規定はない。

(1) 利用方法

対象品目によって検索項目は異なる。検索項目が複数設定されている場合は、いずれかひとつを入力することで検索することが可能である。

PAS における検索項目

項目	検索項目 (複数項目ある場合はいずれかを入力)
盗難車 (Stolen Vehicles)	車両登録番号、ナンバープレート番号、所有者番号 (Owner Applied Number)
盗難に遭った自動車部品 (Stolen Vehicle Parts)	製造番号、所有者番号 (Owner Applied Number)
盗難に遭ったナンバープレート (Stolen License Plates)	ナンバープレート番号
盗難に遭った自動車の decal (Stolen License Decals)	Decal 番号
盗難に遭った船舶 (Stolen Boats)	船体番号 (Boat Hull Number) 船舶登録番号、所有者番号 (Owner Applied Number)
盗難に遭った船舶部品 (Stolen Boat Parts)	製造番号、所有者番号 (Owner Applied Number)
盗難に遭った船舶の decal (Stolen Boat Decals)	Decal 番号
盗難に遭った銃 (Stolen Guns)	製造番号
その他盗品 (Stolen Articles)	製造番号、所有者番号 (Owner Applied Number)

PAS を活用した盗品の検索方法は以下のとおりである。

- ① フロリダ州法執行局 PAS のホームページにアクセスする。

(URL: <http://pas.fdle.state.fl.us/pas/pashome.a>)



② 検索したい品目を選択する。

例) カーナビを検索⇒「Stolen Article」を選択

The Florida Crime Information Center Public Access System (PAS) homepage. The left sidebar contains a list of categories: PAS Home, Wanted Persons, Missing Persons, Stolen Vehicles, Stolen Vehicle Parts, Stolen License Plates, Stolen License Decals, and Stolen Boats. The 'Stolen Articles' link is highlighted with a red box. A callout box on the right lists the categories for Stolen Articles: PAS ホームページ, 指名手配者, 行方不明者, 盗難車, 盗難に遭った自動車部品, 盗難に遭ったナンバープレート, 盗難に遭った船舶, 盗難に遭った船舶部品, 盗難に遭った船舶の decal, 盗難に遭った銃, その他盗品.

③ 製造番号もしくは所有者番号 (Owner's Applied Number) ³⁷を入力する。

The Florida Crime Information Center Public Access System (PAS) 'STOLEN ARTICLES SEARCH' page. The page shows a search form with two input fields: 'Serial Number' and 'Owner Applied Number'. The 'Serial Number' field is highlighted with a red box and contains the text 'M623978024'. A callout box points to this field with the text '製造番号の入力'. The 'SUBMIT SEARCH' button is visible at the bottom right of the search form.

³⁷ 所有者番号とは、所有者が物品を購入後自分で書き込んだ番号など、所有者を特定できる番号で、所有者は盗難時に警察に対しそのような識別番号を報告すると、その情報が FCIC にも記録され、PAS から検索可能となる

- ④ 盗品として PAS に登録されている場合、ヒット画面が表示される。

The Florida Crime Information Center
Public Access System (PAS) Provided By The Florida Department of Law Enforcement

home > stolen articles > search >
STOLEN ARTICLES SEARCH RESULTS

NEW SEARCH One item found.

ARTICLE TYPE	SERIAL NUMBER	OWNER APPLIED NUMBER	REPORTING AGENCY
GLOBAL POSITIONING SYSTEM (GPS)	M62387B02269		Palm Beach County Sheriff's Office

物品タイプ：GPS（カーナビ）
製造番号：M62287B02269
所有者番号：（なし）
所轄警察署：パームビーチ郡警察署

- ⑤ 「Article Type」を選択すると、盗品の詳細が表示される。所轄警察署に盗品に関する情報を提供する場合、「Tip」を選択する。

STOLEN ARTICLE SEARCH RESULT DETAILS

Do you have information about stolen property or believe any of the information below to be inaccurate?

SEND A TIP

If you have information about stolen property, do not take action on your own! Please complete the Stolen Property Tip Form by clicking on the **Send a Tip** button or you may contact the reporting agency at [pasEntity.tipInfo.agencyPhone](#). [If you wish to report a tip without disclosing your name, you may do so.]

Florida Department of Law Enforcement - Stolen Article	
Serial Number:	M62387B02269
Owner Applied Number:	
Lot Number:	
Reporting Agency:	Palm Beach County Sheriff's Office
Agency Case #:	10-107962
Date of Theft:	06/02/2010
Article Brand:	
Article Model:	G0720
Article Type:	GLOBAL POSITIONING SYSTEM (GPS)
Hazardous Material Container:	
United Nations Number:	

盗品に関する情報を持っている場合は、オンライン上から所轄警察署に情報提供をすることが可能。

【登録内容】
製造番号、所有者番号、ロット番号、所轄警察署、記録番号、盗難日、物品のブランド名、物品のモデル、物品の種類、危険物に該当するか、国連番号（輸送上の危険性や有害性がある物品に付与された4桁の番号）

⑥「Tip」を選択すると、情報提供画面が表示される。情報提供は匿名でも可能。

The screenshot shows a web form titled "SEND A TIP". At the top right is a "Help" link. The main heading reads "IF YOU HAVE INFORMATION ABOUT THIS SUBJECT, DO NOT TAKE ACTION ON YOUR OWN!". Below this, it says "Please report your information by completing the Tip Form below or by contacting the reporting agency at (800) 458-8477". The "TO:" field is "Palm Beach County Sheriff's Office" and the "SUBJECT:" is "Stolen Article Tip". A large text area is outlined in red and contains the instruction: "Please provide all information available concerning the wanted person you are reporting. Information such as where and when you came in contact with the person and where the individual can be located will assist the representatives of the agency in following up on your TIP." Below this is a large empty text box. At the bottom, there are optional fields for "YOUR NAME", "YOUR PHONE NUMBER", and "YOUR EMAIL". A note at the very bottom states: "Your information will automatically be forwarded to the appropriate agency. Please note, however, that the agency may not constantly monitor its e-mail. If your".

SEND A TIP

Help

IF YOU HAVE INFORMATION ABOUT THIS SUBJECT, DO NOT TAKE ACTION ON YOUR OWN!

Please report your information by completing the Tip Form below or by contacting the reporting agency at (800) 458-8477.

TO: Palm Beach County Sheriff's Office

SUBJECT: Stolen Article Tip

Please provide all information available concerning the wanted person you are reporting. Information such as where and when you came in contact with the person and where the individual can be located will assist the representatives of the agency in following up on your TIP.

盗品、行方不明者、指名手配犯に関する情報を記入。情報は FDLE を経由せずに直接所轄警察署に送付される。

You may provide your name and how you can be contacted, but this is not required. [If you wish to report a tip without disclosing your name, you may do so.]

OPTIONAL YOUR NAME

OPTIONAL YOUR PHONE NUMBER

OPTIONAL YOUR EMAIL

Your information will automatically be forwarded to the appropriate agency. Please note, however, that the agency may not constantly monitor its e-mail. If your

(2) 盗品の場合の対応

1) 利用者の対応

FDLE は、ホームページを通じて、市民が盗品に関する情報を入手した場合、個人的に対応するのではなく、必ず所轄警察へ連絡するよう呼びかけている。PAS に記載されている情報は最新の状況を反映しておらず（アップデートに 24 時間を要するため）あくまでも参考情報であり、市民が PAS の情報を基に自力救済などの行動を起こすことはないよう注意している。

2) 警察の対応

PAS を利用した市民もしくは古物商からの情報提供は、FDLE を経由せず直接所轄警察署に送付される。警察署の対応に関する規則は特段定められておらず、それらの情報を基に捜査を行うか否かは各警察署の判断となる。

古物商において盗品が販売されていた場合には、警察は古物商から盗品を押収することができる。

(3) 利用の義務付け

古物商に対する PAS 利用の義務付け規定はない。古物商は所管の警察署に購入した中古品の一覧を報告しなければならない、これらの中古品は報告を受けた警察署が FCIC を用いて盗品か否かを確認している。盗品であることが判明した場合には、警察が当該物品を押収する。その際、古物商に対する補償は行われない。古物商は盗品の購入を防ぐために PAS を利用することができるが、警察は PAS の利用は古物商の自己責任と考えており、PAS の活用を奨励するなどの取組みは行っていない。これは、PAS があくまで市民のための情報公開の取り組みであるという性格の現れである。

1-4 システムの全体構成

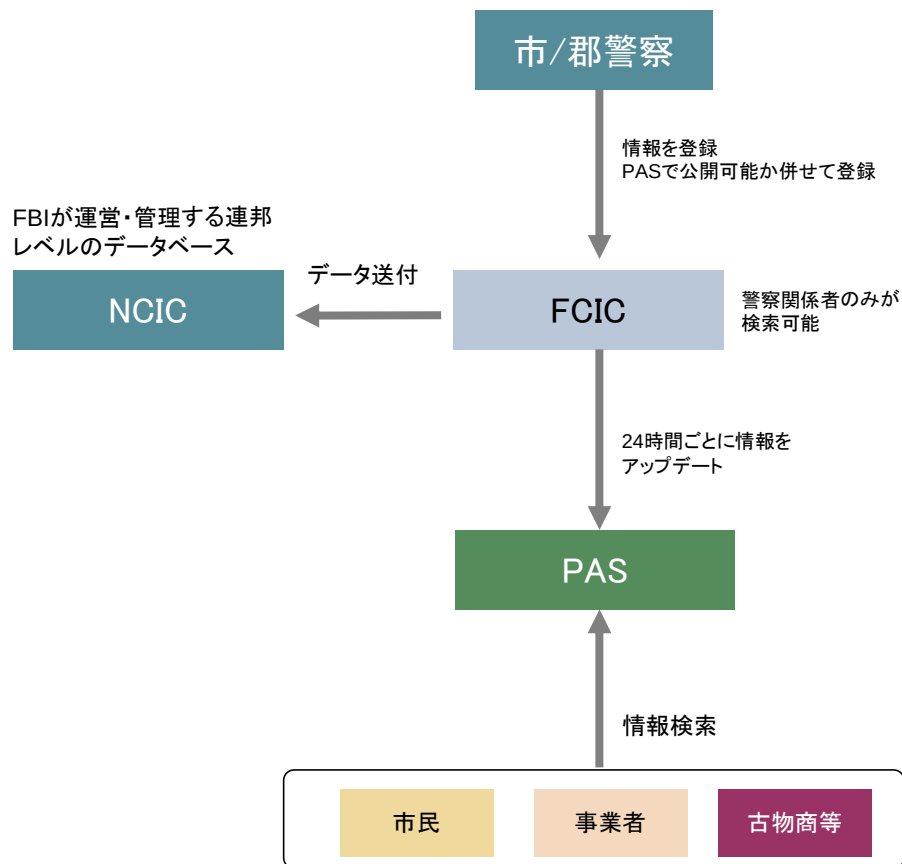
(1) システムの全体像

各郡警察及び市警察が犯罪記録 (Criminal Record) に関する情報(指名手配者、行方不明者、盗品などの情報)を FCIC に直接登録する。各警察は FCIC に情報を登録する際、当該情報を PAS に掲載するか否かを選択、この時点で PAS において公開可能と選択された情報のみが、FCIC 経由 PAS で公開される。FDLE は FCIC 及び PAS のシステムを運営する役割を担っているが、情報の登録や更新(指名手配者が逮捕された場合や盗品が所有者に返還された場合にデータベースから情報を削除すること)は各警察署の役割となっている。

なお、FCIC から PAS に情報をアップデートするためには24時間を要するため、PAS は (FCIC の) “Stale Data (新鮮ではないデータ)” と呼ばれている。それに対し FCIC は “Active Data (最新データ)” と呼ばれている。

また、FCIC に入力されたデータは、瞬時に連邦レベルの National Crime Information Center (以下 NCIC と表記) に登録される。NCIC は、連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation: 以下 FBI と表記) が管理・運営している刑事司法情報のデータベースである。データは、犯罪記録、逃亡者、盗難品、行方不明者などの情報が含まれ、FBI、連邦、州、地方及び海外の刑事司法機関・裁判所により提供されている。

盗品情報をインターネット上に公開するに当たり法的整備の必要はなかった。フロリダ州では州法である情報公開法 (Public Information Law) によって、法執行機関が含む政府が有する情報を市民に対し公開することが義務付けられており、PAS における情報公開も同法による規定の一環となっている。



PAS システムの概念図

出所：各種資料、ヒアリングより MRI 作成

（２）セキュリティ対策

PAS については特別なセキュリティ対策はなされておらず、その他の警察ホームページと同様の措置がなされている（ウィルス防止のためのファイヤーウォールの設定など）。PAS は警察内部のネットワークである FCIC からの情報を登載しているものの、FCIC と PAS はサーバを分けており、PAS を通じて FCIC にハッキングされることがないよう対策がとられている。なお、FCIC は警察内部のネットワークであるため、ハッカーなどからの攻撃に曝されないよう外部ネットワークからは完全に遮断されている。

（３）データベースの設置場所・所有者

データベースの所有者はフロリダ法執行局であり、データベースはフロリダ州タラハシーにあるフロリダ州法執行局本部に設置されている。

(4) データの更新頻度など

1) 更新頻度

情報の更新頻度は盗品と指名手配犯とで異なる。PASに公開される盗品のデータはFCICのファイルから24時間ごとにアップデートされており、PASのホームページ上では、利用者への留意事項として、公開されている情報が必ずしも最新状況を反映していない場合があることが明記されている。

他方、指名手配犯に関する情報については、郡警察及び市警察署からFCICに登録がなされてから14日後にPASに掲載される。

2) データの保管期間

PASに掲載されるデータの保管期間は以下のように定められている。

- ① 人物に関するデータ（指名手配犯、行方不明者）：登録した所管警察が情報を削除するまで掲載される。
- ② 物品に関するデータ
 - 銃器：登録した所管警察が情報を削除するまで掲載される。
 - 自動車、ボート、自動車部品、ナンバープレート：登録された年の年末から数えて4年間掲載。その後は自動的に削除。
 - その他物品（カメラ、PC、携帯電話など）：登録された年の年末から1年間掲載。その後は自動的に削除。

なお、PASはFBIのNCICの運用規則に則り運営することとなっているため、これらの保管期間も連邦規則で定められた期間に則ったものであり、フロリダ州が独自に設定したものではない。NCICに登録されている盗品情報も同一期間掲載された後、自動的に削除される。

3) 登録データ数

2010 年 10 月時点で、PAS で公開されている情報の人物・物品件数は次のとおりである。

PAS で公開されている人物・物品数（2010 年 10 月 22 日時点）

内容		登録件数
指名手配者（単位：人）		282,000
行方不明者（単位：人）		2,000
盗品（単位：個）		602,000
	自動車	81,000
	自動車部品	10,000
	ナンバープレート	126,000
	船舶	5,000
	銃	160,000
	物品（Article）	220,000

出所：FDLE ヒアリング

なお、FCIC に登録されているが PAS には公開されていない指名手配者が約 3 万人いる。PAS に公開されている情報に誤りがあった場合には、FCIC に誤った情報を入力した各郡警察及び市警察に修正を依頼することとなる。FDLE は PAS の管理者であるが、情報の修正は行えないためである。PAS を閲覧した市民の中には、FDLE に対して情報の誤りを指摘・通報越す者もいるが、通報者に対しては、所轄警察署に連絡をするように指示している。

（5）システム構築費・維持管理費

PAS は FCIC の一環として開発されたため、FDLE では PAS 個別の構築費は把握していない。また、システムの維持管理費は FCIC 全体の維持管理費に含まれるため、PAS 単独の経費としては計上されていない。そのため、FDLE では PAS の維持管理費について把握していない。

1-5 導入効果など

FDLE は PAS へのアクセス件数や盗品の公開情報が犯罪捜査に貢献したという具体的な事例を把握していない。PAS は市民への情報提供を主目的としており、システムを活用し盗品の犯罪捜査に役立てるという目的で運用されていないため、FDLE では情報公開と犯罪捜査の関連性を検証していない。他方、PAS を使用して指名手配犯や行方不明者が発見されたケースは報告されており、警察の情報収集ツールとして一定の機能を発揮している。

これまで PAS に情報が公開されたことで制度が悪用されたという事案は把握されていない。FDLE としては情報公開をすることで制度が悪用される可能性があるものの、情報公開を行うメリットの方が大きいものと認識している。

2. Trace

2-1 システム構築の背景と目的

2004 年、Trace の運用事業者であった Swift-Find Ltd 社は、ヨーロッパで盗品データベースの公開サービスを始めた。2006 年、Swift-Find Ltd 社は、My Things 社に社名を変更、また検索サイト名も Trace.com に変更された。翌 2007 年 11 月にはアメリカでのサービスを開始し、その後 2009 年末、先述したイギリスの Recipero 社が Trace.com を買収し、2010 年 7 月に新しいウェブサイトでの運用が始まったものである。

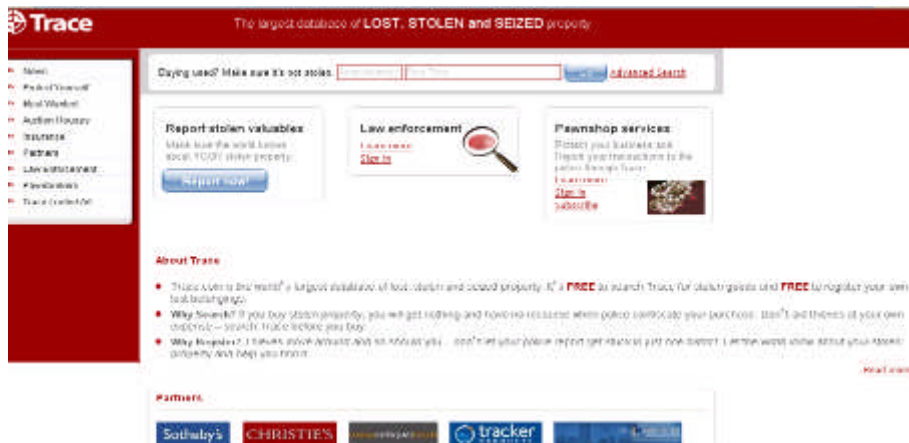
市民や古物商は Trace を利用して盗品情報を検索することで盗品の購入を回避でき、また警察は押収品の回復のために当該物品の所有者の情報を特定することか可能となる。

Trace のデータベース管理は Recipero 社のアメリカ事務所が行っており、アメリカの Trace は、Recipero 社がイギリスで運営しているシステムからは独立したシステムとなっている。

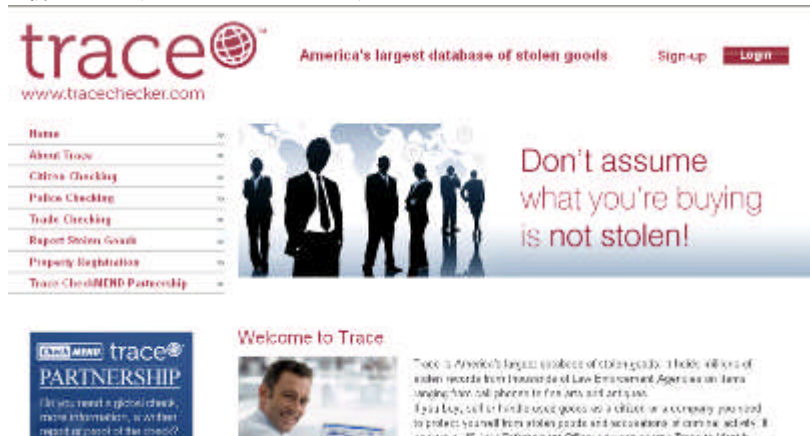
【新旧サイトの比較】

○フロント画面

旧サイト (trace.com)



新サイト (Tracechecker.com)



○機能の比較

機能面では、旧 Trace が新 Trace よりも充実していたと言える。旧 Trace では、キーワードやシリアル番号による検索の他、画像による検索、盗難などの事件発生日の期間を指定した検索が可能であった。検索結果に関しても、旧 Trace では、登録日や事件発生日、画像、及び情報を登録した警察機関の名称などが表示された（これらの情報が登録されていた場合）。また、旧 Trace では、検索結果画面から警察への通報が可能であったが、新 Trace サイトではできなくなっている。新 Trace は、CheckMEND とリンクしているが、CheckMEND を用いて Trace に登録されている情報検索が可能となったが、Trace の機能は拡張されていない。

新旧 Trace の機能比較の一覧表

機能		旧 Trace	新 Trace
検 索	キーワード	○	○
	シリアル番号	○	○
	画像	○	×
	詳細	○	×
検 索 結 果 表 示	ブランド名	○	○
	シリアル番号	○	○
	登録日	○	×
	事件発生日	○	×
	画像	○	×
	登録警察機関詳細	○	×
そ の 他	検索画面での通報	○	×
	物品登録サイト (Immobilize など)とのリンク	○	○
	CheckMEND とのリンク	×	○
	警察機関用検索サイト	○	○
	中古業者用検索サイト	○	○

2-2 対象品目

Trace の対象品目には、携帯電話、ノートパソコン、カメラなどの電子機器、宝石類、自動車部品などが含まれる。宝石や美術品などの製造番号が付与されていないものも含まれている。

2-3 システムの利用方法

(1) 利用方法

Trace の利用者に制限はなく、アカウントを開設すれば誰でも利用することが可能となっている。Trace を利用するためのアカウント作成には、氏名、電子メールアドレス、住所の3項目を登録する必要がある。なお、Trace の利用料は無料のため、CheckMEND のようにクレジットカード情報などを入力する必要はない。

アカウント作成画面

アカウントを作成すると登録した電子メールアドレスにパスワードが送付される。利用者はパスワードを入力しログインした後に盗品を検索することが可能である。

ログイン画面

ログイン後、検索画面が表示される。検索するためには、製造番号や製品名、メーカー名などのキーワードを入力し検索を行う。

検索画面

該当する製品が登録されている場合、検索結果が表示される。検索画面に表示される情報は、Recipero 社に移管される前の Trace に登録されていた情報も含まれている。

（２）利用費用

Trace は無料で利用することができる。Recipero 社が運営している CheckMEND は有料であるが、同様に有料の検索サイトとしなかった理由は、Recipero 社による買収前から Trace が無料サイトであったということにある。Trace の運用主体が MyThings 社から Recipero 社へ移管された後も、Trace のアカウント保持者は引き続き同じアカウントでログインし、検索を行うことが可能であり、サービスに一貫性を持たせるために Recipero 社では無料の Trace を有料の CheckMEND とは別に設置することとした。

（３）盗品の場合の対応

盗品と判明した場合、古物商などには通報の義務はないが、警察への情報提供が奨励されている。

（４）利用の義務付け

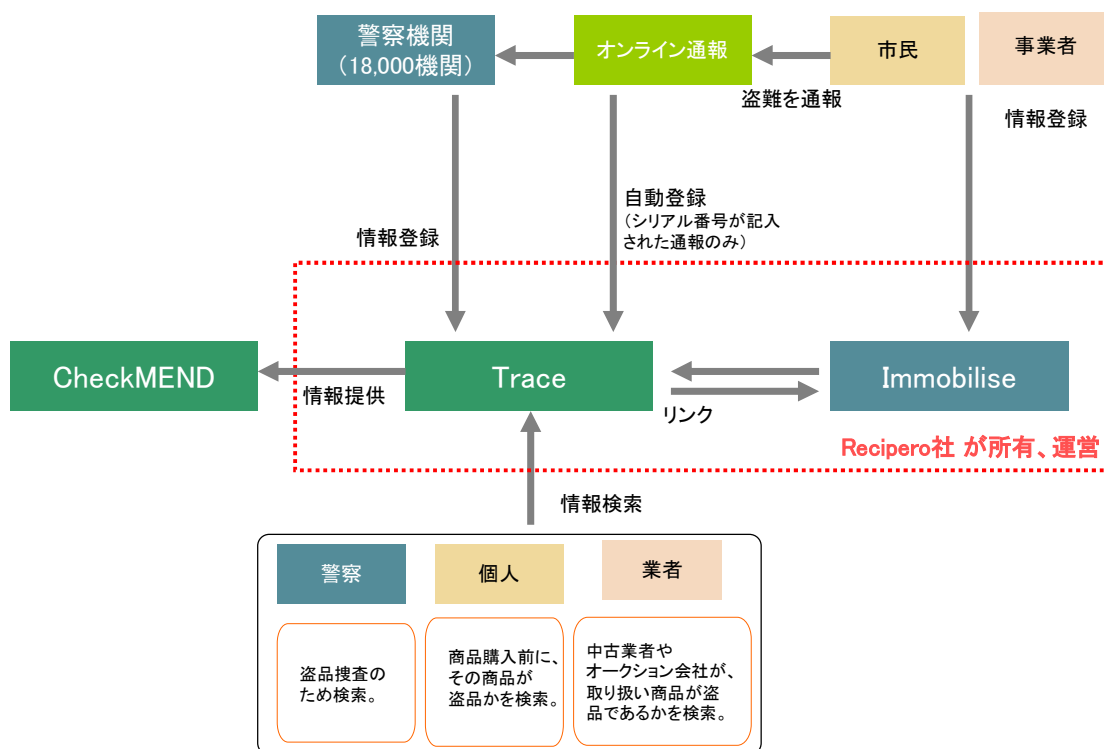
古物商などに対する利用の義務付けはなく、利用するか否かは個々の古物商など事業者の判断となっている。

２－４ システムの全体構成

Trace は、全国の 18,000 箇所の警察署から情報提供を受けているが、提供される情報の種類は各警察署によって判断される。また、アメリカには市民が警察へ通報する際用いられるオンライン通報フォーム³⁸があり、Trace と連携関係にある警察署のオンライン通報フォームを通じて市民から盗品の製造番号に関する情報が通報された場合、その情報は自動

³⁸ アメリカの州・市警察の中には、オンラインで事件・事故を報告できるシステムを構築しているところがある。基本的には、管轄内の事件・事故で、緊急でない場合に限りオンラインでの報告が可能。警察は、報告情報を確認の上、捜査が必要と判断すれば報告者に連絡を取る。

的に Trace に反映される仕組みとなっている。



Trace と他のデータベースとの関係図

出所：Trace ホームページ、ヒアリングより MRI 作成

Trace は無料サービスであるため、検索内容の信憑性の確認や詳細情報の提供には限界がある。そのため、Recipero 社は Trace と CheckMEND とをリンクさせることで利用者がより詳細な情報を得られるように工夫している。具体的には、Trace の情報を CheckMEND から検索可能とすることで、Trace 以外にも CheckMEND に含まれている他の情報（警察からの提供情報、保険会社の情報など）を検索することが可能となり、より包括的且つ信憑性の高い情報を得ることが可能となる。そのため、Recipero 社は利用者に対して CheckMEND の利用を奨励している。

2-5 導入効果

Trace を利用した盗品情報の公開については、盗品の情報を市民、FBI、州の三者が共有すること、市民が Trace の検索を行うことで、盗品を購入しないための自己防衛を行うこと、が正の要因とされている。ボストン警察やノース・テキサス大学警察では、市民や学生が自身の所有品を守ることが可能となるよう、また紛失や盗難の際に正確な報告ができるように、Trace との提携関係を構築した。

Ⅲ. ドイツ

ドイツにおける盗品情報公開システムには、ドイツ連邦刑事庁が運営しているもの（SECURIUS）の他、各州（例：ヘッセン州）が直接運営しているシステムがある。

1. SECURIUS

1-1 システム構築の背景と目的

SECURIUS はドイツ連邦刑事庁（Bundeskriminalamt）³⁹が保有している、ドイツにおける押収品情報公開システムである。この押収品情報公開システムは 2009 年 5 月 1 日から運用が開始され、当時は CAUTIO という名称であったが、2010 年 5 月に SECURIUS と改称された⁴⁰。

SECURIUS 及び CAUTIO は、警察が押収した貴重品（装飾品、時計、宝石、絵画などの美術品）の公開システムであるが、システム創設前までは、同種の情報は各地の警察のホームページで公開されるのみであり、全国的なシステムは存在しなかった⁴¹。

このシステムの創設理由は、押収品の回復について、全国民の利便性を高め、市民に双方向のサービスを提供することにあった。例えば、住宅の侵入盗に遭った被害者に、押収品として国内外の警察で保管されている美術品および貴重品についての情報を提供し、それらを早期に返還することを目指している。従来、所有者不明の押収品は、地域の警察のインターネットサイト、（物品の価値などに応じて）地元新聞や全国紙、地域の警察や検察庁による展示会で情報が公開されていた。しかし、物品の所有者が当該地域の外部、場合によっては国外に居住している際には、情報を所有者に届けることができないという問題があった。SECURIUS により、押収された美術品および貴重品がドイツ全土および国外においても把握、検索することが可能となった。

1-2 対象品目

「警察によって押収された貴重品」がシステムの対象品目である。検索キーワードとして設定されている品目は、宝石、楽器、書籍、時計、装飾品・食器、家具、彫刻、武器、グラフィックス/絵画/図面、宝石、その他である。これらはいずれも、貴重品としての価値があり、大量生産されていないものである。

³⁹ 連邦刑事庁の所在地：Thaerstr. 11 65193 Wiesbaden

⁴⁰ 改称理由は CAUTIO がパテントの問題で使えなくなったため

⁴¹ <http://www.news.de/gesellschaft/807587917/ermittler-suchen-eigentuemer-uebers-internet/1/>

1-3 システムの利用方法

本システムへは、インターネットを利用できる環境にある者であれば、居住地や国籍などを問わず接続可能である。また、利用者登録を行う必要がないため、誰でも自由に利用できるシステムである⁴²。

1) キーワードによる検索

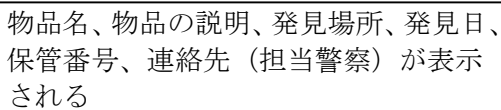
① 検索欄に探している物品のキーワードを入力する

② 記入したキーワードに従って該当する押収品の一覧が表示される

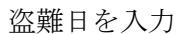
Bild	Bezeichnung	Sicherst. Ort	Sicherst. Datum
	5-M Münze DDR "Hauptstadt der DDR" 1974 Kategorie: sonstiges -> sonstiges	Berlin	06.06.2006
	"American Eagle" 1 US - Silberdollar 1997 Kategorie: sonstiges -> sonstiges	Berlin	06.06.2006
	"American Eagle" 1 US Silberdollar 1989 Kategorie: sonstiges -> sonstiges	Berlin	06.06.2006
	"American Eagle" 1 US - Silberdollar 1996 Kategorie: sonstiges -> sonstiges	Berlin	06.06.2006
	"American Eagle" 1 US - Silberdollar 1998 Kategorie: sonstiges -> sonstiges	Berlin	06.06.2006

⁴² SECURIUS へのアクセスページは『http://www.bka.de/text/securius_index.html』である。

検索結果で押収品の詳細および警察の連絡先（住所、電話番号、FAX、E-mail アドレス）が記載されている。押収品の写真はカーソルで拡大表示することができる。



盗難日（紛失日、探し始めている日）を入力する（画面上部二つ目の空欄）。
検索結果は、1）と同様に一覧で表示される。



3) 品目分類から検索

品目分類の中から、該当するキーワードを選択する。

検索結果は、1) と同様に一覧で表示される。

The screenshot shows the BKA website with the URL www.bundeskriminalamt.de. A search bar at the top contains the text "Kategorie: Bitte wählen sie eine Kategorie". Below the search bar, a grid of category buttons is displayed, including "Edelsteine", "Gefäße und Geschirr", "Grafiken/ Gemälde/ Zeichnungen", "Instrumente", "Möbel", "Schmuck", "Schriftstücke", "Skulpturen", and "sonstiges". A red box highlights this category selection area. A callout box on the left lists the categories: 宝石 (Edelsteine)、楽器 (Instrumente)、書籍 (Schriftstücke)、時計 (Uhren)、装飾品・食器 (Gefäße und Geschirr)、家具 (Möbel)、彫刻 (Skulpturen)、武器 (Waffen)、グラフィックス/絵画/図面 (Grafiken/ Gemälde/ Zeichnungen)、宝石 (Schmuck)、その他 (sonstiges). The search results at the bottom show "Es wurden insgesamt 1.027 Gegenstände auf 108 Seiten gefunden. Zur Zeit werden die Ergebnisse von 1 bis 10 angezeigt."

【設定されているキーワード】
宝石 (Edelsteine)、楽器 (Instrumente)、書籍 (Schriftstücke)、
時計 (Uhren)、装飾品・食器 (Gefäße und Geschirr)、
家具 (Möbel)、彫刻 (Skulpturen)、武器 (Waffen)、
グラフィックス/絵画/図面 (Grafiken/ Gemälde/ Zeichnungen)、
宝石 (Schmuck)、その他 (sonstiges)

(2) 盗品の場合の対応

市民が、窃盗によって失った物品をデータベースで再び見つけた場合には、各物品に掲載されている担当の警察署に直接問い合わせ、自らの所有権を証明書などにより証明して（保険の書類や写真など）主張する。

1-4 システムの全体構成

(1) システムの全体像

システムへのデータ入力から公開までの経過は次のとおり。

①データ入力（州警察および連邦刑事庁）

州警察の捜査等により押収したものについては、州警察の担当者が情報を入力する（各州からの入力システム名称：LKA(Landeskriminalamt)）。各州とも操作内容は同一で、連邦刑事庁より各州にアクセス権を配布している（入力用の ID とパスワードを各州 3 アカウント付与している）。

各州からのデータ入力画面では、既に当該州で入力されているデータも閲覧できるようになっているが、他の州のデータについては閲覧することはできない。

連邦刑事庁の捜査⁴³による押収品や他国で発見されたドイツ国内で盗まれた物品（インターポールから連邦刑事庁に連絡がある）は連邦刑事庁がデータ入力を行う。

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://verwaltung.securius.eu.com/forms/sicherstellu>. The page title is 'Dienststelle anlegen oder ändern'. A red message at the top says '* Eingabe ist erforderlich'. The form is divided into several sections: 'Zuständigkeit' with dropdowns for 'Übergeordnete DS' (BKA Wiesbaden) and 'Dienststelle' (--- Neue Dienststelle ---); 'Dienststelle' with fields for 'Dienststellen ID' (00_MUS88), 'Bezeichnung' (SO TEST), and 'Typ' (Dienststelle); 'Kontakt Daten' with fields for 'E-Mail' (mail@mail), 'Telefon' (000123456), and 'Fax' (789654); and 'Anschrift' with fields for 'Straße' (musterstr), 'PLZ' (00111), 'Ort' (Musterstadt), and 'Bundesland' (Überregional). At the bottom right are buttons for 'Speichern' and 'Abbrechen'. The browser's address bar shows the URL and a search bar with 'Suche mit Google'.

LKA における押収品データの入力画面例

出所：SECURIUS 入力システムマニュアル

⁴³ 連邦刑事庁は、偽札、武器、薬物（麻薬等）、州をまたぐ事件、国際犯罪について捜査を担当

②データアップロード（連邦刑事庁）

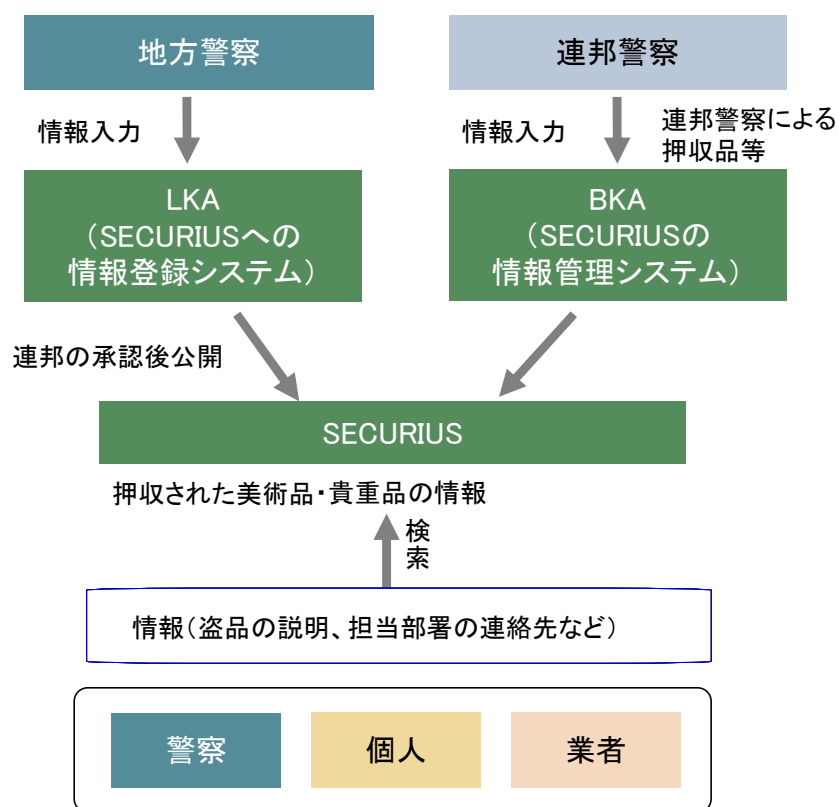
州から送付されたデータは、連邦刑事庁の担当官がデータの内容及び掲載に資するか否かを判断した後、SECURIUS にアップロードされる。送付されたデータに誤りがある場合、軽微なもの（スペル等）であれば連邦刑事庁が修正するが、修正事項が多い場合には、再度入力・送付することを州警察に対して指示がなされる。

③データ削除（連邦刑事庁）

押収品の所有者が見つかった場合、州警察担当官から連邦刑事庁担当官に対し、電話またはメールで連絡し、データを削除する。

SECURIUS に掲載したデータの修正は、州警察も連邦刑事庁も行うことが出来ない仕組みとなっているため、掲載後にデータの誤りが顕在化した場合には、データを連邦刑事庁で削除した上、あらためてデータ入力を実施しなければならない。

システムの全体像は次のとおり。



SECURIUS の全体像

出所：ドイツ連邦刑事庁ヒアリングより MRI 作成

（２）セキュリティ対策

SECURIUS を立ち上げる際には、情報技術省によって、外部からの侵入によるデータ改変が可能か否かのセキュリティチェックが行われた。

（３）データベースの設置場所・所有者

SECURIUS のデータは民間企業（INTERA 社：ドイツのホームページ作成・運営会社）のサーバに保存されており、連邦刑事庁のデータベースとはリンクしていない。また、INTERA 社は、連邦刑事庁の資本などが投入されていない完全な独立民間企業である（出向者などもない）。

なお、他の犯罪データについては連邦刑事庁内にあるデータセンターで管理している。

（４）システム構築費・維持管理費

初年度（2009 年度）の開発費は 1 万 1 千ユーロ（約 120 万円）、維持管理費は初年度中に発生するカスタマイズ（微修正）費込みで 7 千～8 千ユーロ（約 90 万円程度）であった。今年度（2010 年度）以降は、維持管理費（サーバ利用料等含む）で 2 千ユーロ（約 25 万円）となっている。これら費用負担は連邦刑事庁が負担しており、州の費用負担はない。

１－５ 導入効果

SECURIUS へのアクセス数は 500～1,000 件/日程度である。2010 年 10 月現在で公開されている押収品は 1,300～1,400 件程度である。これまで公開した押収品の約 33%を返却した実績がある（件数ベースでは不明とのこと）。ヒアリングを実施した 3 週間の間にデータの削除依頼（押収品の所有者発見による公開情報の削除依頼）が 3～4 件程度あったとのことである。

＜参考：SECURIUS の広報＞

SECURIUS 完成時に、パンフレットを数千枚作成し配布した。連邦刑事庁の一般公開日（毎年実施）に、このパンフレット等を配布し宣伝した。



SECURIUS を照会するリーフレットと同時に配布した貴金属拭き

2. BKA-Fahndung

2-1 システム構築の背景と目的

BKA-Fahndung はドイツ連邦刑事庁が保有する盗品情報公開システムである。運用開始は前述した SECURIUS よりも早く、1997 年から、連邦刑事庁のホームページでの物品の捜査情報が公開されている。対象となるのは、情報を公開することによって捜査上の目的（捜査中の物品の押収や法的な所有者への押収品の返却）に合致する場合に限られる。捜査上の目的が果たされた時点、あるいは公開する条件がその他の理由により揃わなくなった時点で、インターネット上での捜査情報の閲覧サービスは即刻中止される。

物品に関する捜査情報の公開は、担当部署となっている警察署が行っており、公開方法の規定については、各警察署の規定に基づいている。

2-2 対象品目

捜査中の盗品全般が公開対象となっている。

2-3 システムの利用方法

SECURIUS と同様にインターネットを利用できる環境であれば、誰でも無料で利用できる。検索は連邦刑事庁のホームページ上から実施する。

(1) システムの利用方法

①連邦刑事庁の HP の左の水色の画面の Fahndungen の検索画面に入る

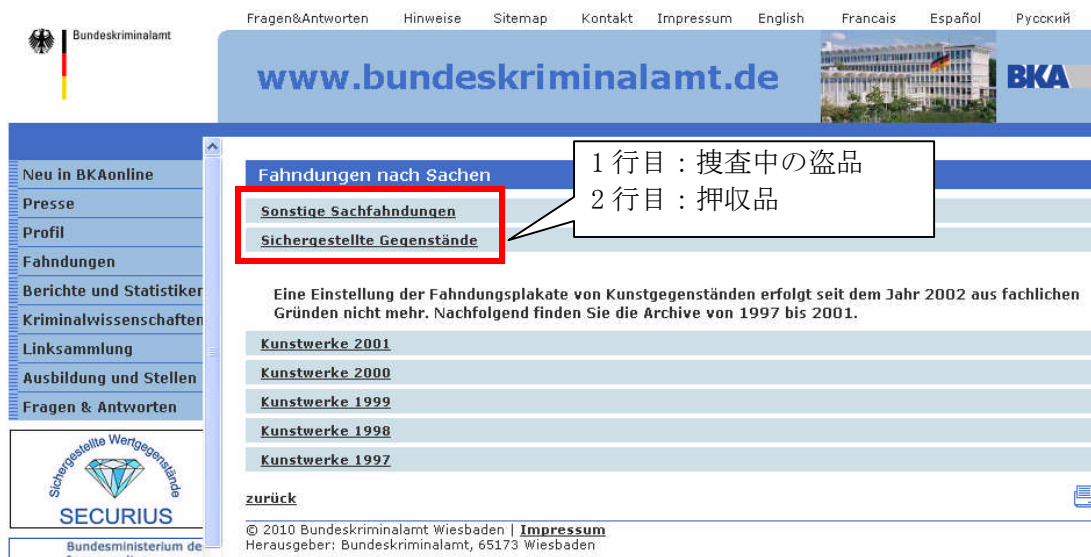


② Fahndung nach Sachen を選択（中央の薄水色の 2 列の下行）



③ 現在捜査中の盗品データが表示される

（1 行目：捜査中の盗品。2 行目：押収品（SECURIUS にジャンプする））

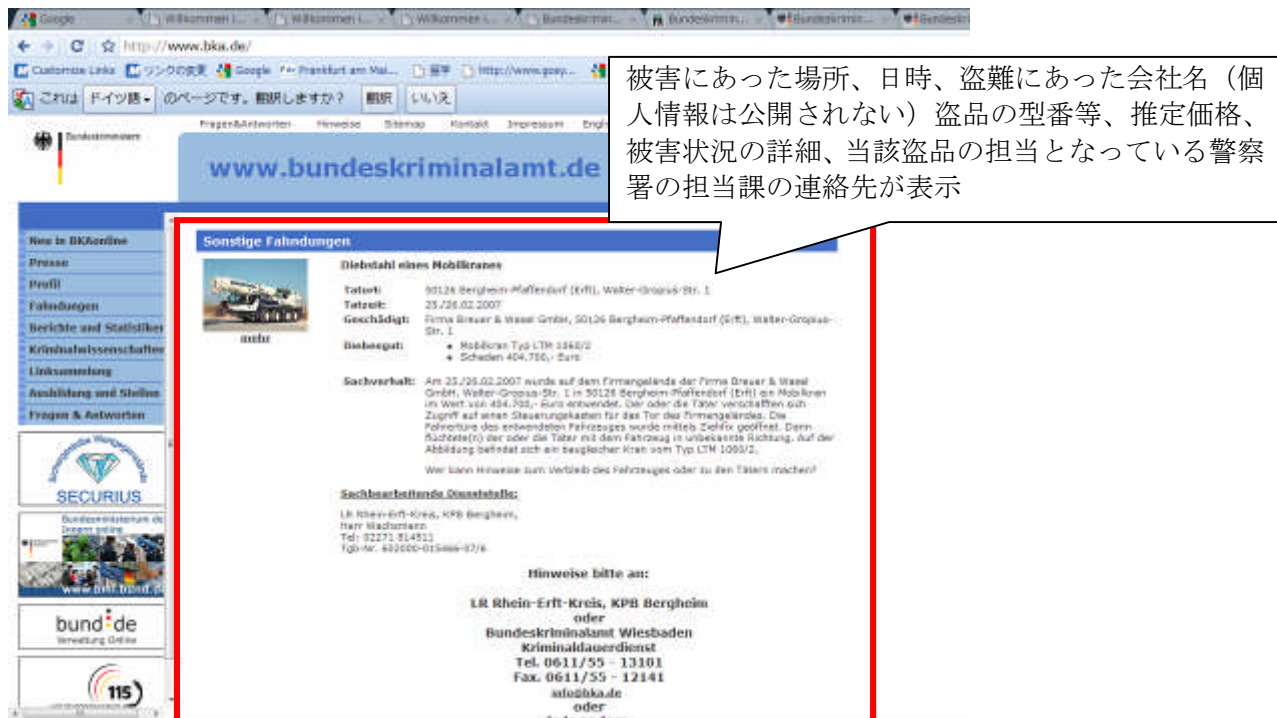


④結果の表示画面



⑤写真をクリックすると詳細が表示される

検索結果画面には、被害にあった場所、日時、盗難にあった会社名（個人情報には公開されない）、盗品の型番等、推定価格、被害状況の詳細、当該盗品の担当となっている警察署の担当課の連絡先が表示されている。



（２）盗品の場合の対応

本サイトを通して、市民が自らの所有する物品が盗品であると知った場合には、警察署に通報することが義務付けられている。

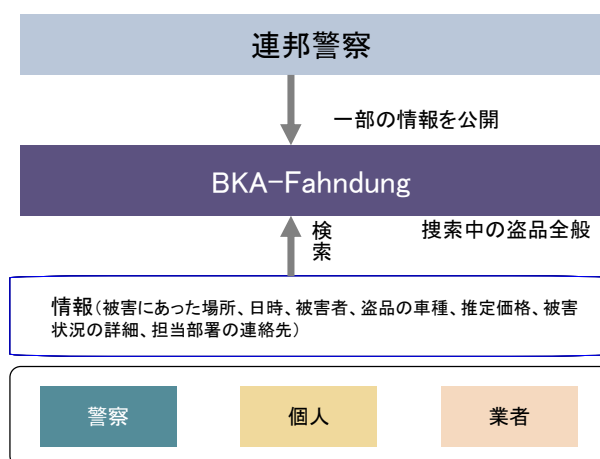
（３）利用の義務付け

古物商への利用義務は課せられていない。警察が提供する情報をビジネスの枠組みで用いるか否かは、利用者の裁量に任せられている。

２－４ システムの全体像

（１）システムの全体像

BKA-Fahndung は、連邦警察が公開に値すると判断した盗品情報を公開するシンプルなシステムとなっている。



BKA-Fahndung の全体像

出所：各種資料、連邦刑事庁へのヒアリングより MRI 作成

（２）セキュリティ対策

BKA のデータは連邦刑事庁のホームページ上に掲載しており、通常のホームページと同様にファイヤーウォールを設けている程度のセキュリティレベルとなっている。なお、連邦刑事庁のデータベースにはリンクしていない。

２－５ 導入効果

2010 年 6 月には、BKA の物品捜査のサイトに約 23,505 件のアクセスがあった。1 日あたりのアクセス数は、およそ 748 件である。

3. Hessische Polizei-Fahndung

3-1 システム構築の背景と目的

ヘッセン州のホームページにおける盗品情報の公開は、2003 年 9 月 4 日より実施されているが、警察内部では 1997 年から盗品情報のデータ整備が行われていた。

警察サイト上での物品の捜査は、捜査に対する市民からの協力を得る上で、繰り返しその必要性が確認されてきた。以前は、新聞への掲載や、地域における展示会が開催されていたが、インターネットの普及状況に鑑み、ホームページ上で公開することとなったものである。

盗品の捜査情報をインターネット上で公開することについて、法律の改正は不要であった。

こうした情報のホームページにおける公開は、州警察の担当部署で推進していたが、情報公開を進めるというヘッセン州政府としての方針にも後押しされる形で推進されてきたものである。

3-2 対象品目

捜査中の盗品が公開対象である。

対象となるのは、高価な特殊機器（乗用車なども含まれる）、船舶、骨董美術品、本、衣服（特に毛皮製品）、骨董家具、骨董武器、絵画、イコン（聖画像）、美術品、グラフィックアート、石版画、収集品、宗教的な美術品、絨毯、時計、時計、装飾品などである。大量に盗まれた衣服などの、ある種特殊な盗品も揭示対象となる。

3-3 システムの利用方法

システムは SECURIUS などと同様に無料で利用できる。

本システムで公開されている情報は、ヘッセン州警察が管轄している事件等に関連した盗品のみであり、他の州や連邦刑事庁の情報は掲載されていない。

システムへのアクセスはヘッセン州警察のホームページから行う⁴⁴。

盗品情報公開のトップページでは、特徴的な盗品を 10 件程度表示させており、警察内部では TOP10（トップテン）と称している。

⁴⁴ <http://www.polizei.hessen.de/internetzentral/nav/bd4/bd470eel-825a-f6f8-6373-a91bbcb63046.htm>

(1) システムの利用方法

1) ヘッセン州全体の盗品情報から検索

①ヘッセン州警察のホームページの上部の青色のカテゴリーから Fahndung を選択



②画面左のカテゴリーから Sachfahndung を選択



③リストから目的の物品を選択

Sachfahndung der hessischen Polizei

Hier finden Sie die hessischen Sachfahndungen in der BKA-Datenbank "SECURIUS". Diese Datenbank erreichen Sie über...

Seite 1 von 1

一覧で表示される
盗品の説明、情報源、同情報の検索期間、
および被害にあった日が表示される

Foto	Sachverhalt	Quelle	von	bis	Tatzeit
	Diebstahl von Gemälden in Hanau	RKI Hanau	10.11.2010	10.11.2011	10.06.2010
	ED aus Wohnung in 35463 Fernwald vom 25.06.2010 – 26.06.2010	Gießen K21/22	15.09.2010	15.09.2011	15.09.2010
	Diebstahl eines Damenringes aus Wohnung in Wiesbaden	PP Westhessen, Schneider, POK	08.09.2010	08.09.2011	08.09.2010

さらに写真を選択すると、物品の詳細や概算被害総額が表示される。なおリストは品目ごとに分類されており、それぞれの品目を選択すると、写真を閲覧することができる。

Regionale Fahndung

Personenfahndung

Sachfahndung

Fahndungsbildergalerien

Datenbank "SECURIUS"

EKA-Fahndung

Fahndung » Sachfahndung » Diebstahl von Gemälden in Hanau

Diebstahl von Gemälden in Hanau

Am 18.05.2010 wurden in Hanau die nachfolgenden Ölgemälde entwendet.

- Lesender Mönch, ca 100 cm x 80 cm. Maler: Wolffort, Artus
- Mandolinenspielerin, ca 60 cm x 60 cm. Maler: Pallmann, Peter Götz

Wo sind die Gemälde aufgefallen, wo wurden sie angeboten ?

Lesender Mönch



Lesender Mönch, Rückseite des Gemäldes



52

ページの最後には、当該盗品の担当となっている警察署の担当課の連絡先が表示されている。画面の中央にあるボタンは、閲覧者が情報提供をネット上で行うためのものである。

Mandolinenspielerin



10.11.2010 / LW/R / tr

情報提供ページへのボタン

zum Formular Mitteilung / Hinweis

情報提供ページへのボタン

Aktualisierungsdatum (TT.MM.JJJJ): **18.06.2010**
eMail: **HESO-MAIN-KIN-RKI-K21@intern.polizei.hessen.de**
Verfasser (Name, Dienstgrad): **Hessisches Landeskriminalamt SG111**
Quelle (Dst, Org-Einheit): **RKI Hanau**
Telefon:
Von: **10.11.2010**
Bis: **10.11.2011**

情報提供者は、氏名、生年月日、生誕地、性別、住所、電話番号、E-mail アドレスを記入し、目撃した場所および日時の詳細を記入する。

je genauer diese Angaben sind, desto besser gekläert wird die abschließende polizeiliche Ermittlungstätigkeit. Wir werden uns zeitnah mit Ihnen in Verbindung setzen!

Sie kommen von der Fahndung:
Einbruchsdiebstahl aus Villa in 81462 Königstein

Hinweisgeben / Mitteilen
(Tragen Sie hier bitte Ihre persönlichen Daten ein)

Name:	Name eingeben
Nachname:	Nachname eingeben
Vorname:	Vorname eingeben
Geburtsdatum (tt.mm.jjjj):	Geb./Datum eingeben
Geburtsort:	Geb./Ort eingeben
Geschlecht:	Geschlecht
Strasse:	Strasse eingeben
Hausnummer:	Nr. eingeben / Zusatz: Nr./Zusatz
Postleitzahl:	PLZ eingeben
Wohnort:	Wohnort eingeben
Telefon privat:	Telefon privat eingeben
Telefon geschäftl.:	Telefon geschäftl. eingeben
Fax:	Fax eingeben
Handy:	Handy eingeben
E-Mail-Adresse:	E-Mail-Adresse eingeben

Ereignisort (Tragen Sie hier bitte die Daten ein, wo sich der Vorfall, den Sie melden wollen, abgespielt hat.)

Strasse:	Strasse eingeben
Hausnummer:	Nr. eingeben / Zusatz: Nr./Zusatz
Ortsbez. / Straßennr.:	Ortsbez./Straßennr. eingeben
Postleitzahl:	PLZ eingeben

氏名、生年月日、生誕地、性別、住所、電話番号、E-mail アドレスを記入し、目撃した場所および日時の詳細を記入

2) ヘッセン州地域別の検索

①ヘッセン州警察の HP の上部青色のカテゴリーから Fahndung を選択



②画面左のカテゴリーから Regionale Fahndungen を選択



③ヘッセン州が7地区の管轄に分けられており、そのうちの該当地区を選択



④地区の選択後、画面左の赤字の部分から2つ目のSachfahndungenを選択

The screenshot shows the Hessische Polizei website. On the left, a navigation menu lists various police services. The 'Fahndung' (Search) section is highlighted in red, and 'Sachfahndung' (Object Search) is selected. The main content area displays the 'Polizeipräsidium Nordhessen' logo and a list of search results. A callout box points to the 'Sachfahndung' link in the menu, with the text 'Sachfahndung を選択' (Select Object Search).

Sachfahndung を選択

Durch Auswahl der Bereiche "Personenfahndung" und "Sachfahndung" sowie "Vermisste/Unbekannte Tote" erhalten Sie eine Auflistung der Fahndungen des Polizeipräsidiums Nordhessen.

Entfallen nutzen Sie bitte den polizeilichen Notruf unter der Rufnummer 110

Sie kennen nicht die für Sie zuständige Polizeidienststelle?

[Suchen Sie bitte hier mit Eingabe Ihres Wohnortes und ggf. der Straße.](#)

Hinweise, die sich unsere Fahndungsanzeigen beziehen, können Sie auch per E-Mail senden. Diese richten Sie bitte an:

ppnh@polizei.hessen.de

oder Sie verwenden das Kontaktformular.

⑤リストが表示され、盗品の概要、捜査期間および被害日時が表示される

The screenshot shows the search results page for 'Sachfahndungen' (Object Search) at the Hessische Polizei website. The page displays a table of search results, including the date of the search and the date of the incident. A callout box points to the table, with the text '盗品の概要、捜査期間および被害日時が表示' (Summary of stolen goods, search period, and date of incident displayed).

Sachfahndungen des Polizeipräsidiums Nordhessen

Seite 1 von 1

Foto	Sachverhalt	Quelle	von	bis	Akt.-Datum
	Baumaschine und Baggerzubehör von Firmengelände gestohlen: Kripo Kassel sucht Zeugen und fahndet mit Foto	Kriminalpolizei Kassel	09.11.2010	09.02.2011	09.11.2010
	Motorboot auf Anhänger im Wert von etwa 20.000 Euro gestohlen: Kasseler Polizei fahndet mit Foto	Kriminalpolizei Kassel	09.11.2010	09.02.2011	09.11.2010
	Landkreis Kassel - Ahnatal: Wohnmobil im Wert von 50.000 Euro gestohlen - Kasseler Polizei fahndet mit Bild	Kriminalpolizei Kassel	07.10.2010	07.01.2011	07.10.2010
	Unbekannte Täter klauen Radlader und brachen Baubude auf	Kriminalpolizei Kassel	30.09.2010	30.12.2010	30.09.2010

⑥これより後は1)と同様に結果が表示される

(2) 利用の義務付け

古物商への利用義務は課せられていない。警察が提供する情報をビジネスの枠組みで用いるか否かは、利用者の裁量に任されている。

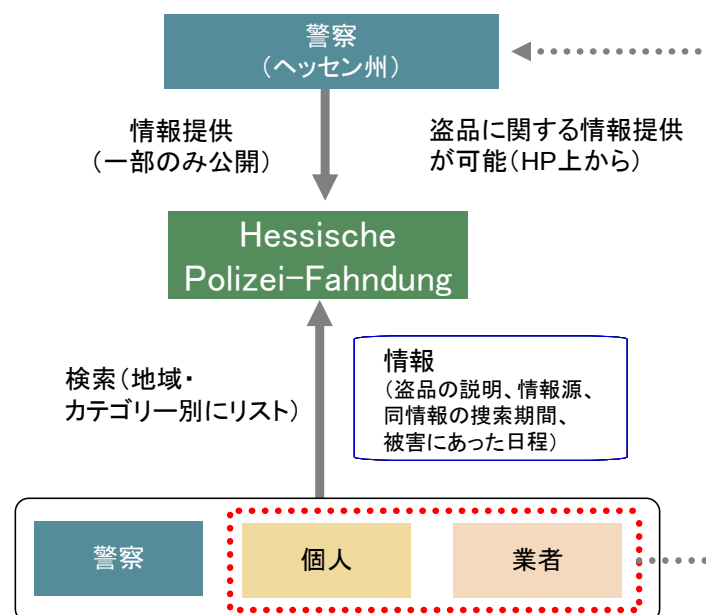
公開されている盗品を発見した人物はヘッセン州警察に通報する必要がある。また、古物商が第三者によって盗まれた物品を売買する行為は、ドイツ刑法第 258 条に基づき赃物罪とみなされ有罪となる。

3-4 システムの全体構成

(1) システムの全体像

月に数回程度、非定期に更新が行われる。

ヘッセン州警察が公開に値すると判断した盗品情報を公開するシンプルなシステムとなっている。



ヘッセン州盗品公開システムの全体像

出所：各種資料、ヘッセン州へのヒアリングより MRI 作成

(2) セキュリティ対策

公開している情報では、個人情報には取り扱っていない。また、公開している情報は、基本的にこれまで新聞などに掲載していた情報と同じレベルであることから、特別なセキュリティ対策は実施されておらず、ヘッセン州の他のホームページと同じセキュリティレベルとなっている。

(3) データベースの設置場所・所有者

ヘッセン州警察のホームページとおなじデータサーバを利用している。警察の犯罪者情報

などを保存しているデータベースにはリンクしていない。

3-5 導入効果

インターネット上の物品情報に警察署員が自らの PC を通してアクセスすることができ、捜査の現場でインターネット内に掲載されている盗品が当該の物品と同一のものであると確認し、押収することが可能になる。

盗品の捜査情報を公開することは、犯人の注意を喚起し、彼らの手口をシステムに適応させてしまう恐れもあるが、情報が公開されたことにより、盗品が売買できなくなるという効果を期待している。また、物品の一部のみを公開の対象としているため、捜査情報の公開には利点の方が大きいと考えている。これまでのところ悪用事例はない。

なお、アクセス件数は、集計しておらず、また、2010 年 10 月現在、本システムで公開した盗品が発見された事例はないとのことである。

4. 各国のシステムの概要比較表

国名	イギリス	アメリカ		ドイツ		
システム名称	CheckMEND	Public Access System	Trace	SECURIUS	BKA-Fahndung	Hessische Polizei-Fahndung
実施主体 (システム運用主体)	Recipero 社 (民間企業)	フロリダ法執行局	Recipero 社 (民間企業)	ドイツ連邦刑事庁	ドイツ連邦刑事庁	ヘッセン州警察
システム構築の目的	ネット・オークション・サイトなどでの盗品売買の防止	市民から盗品や行方不明者に関する情報を収集し、盗品等の捜査に活用	盗難品の流通防止	押収品を広く公開し、所有者への返却を効果的に実施するため	盗品を広く公開し、提供された情報を探査に利用	盗品や行方不明者を広く公開し、提供された情報を探査に利用
開始時期	2006 年	1999 年	2007 年	2009 年 5 月	1997 年	2003 年 9 月
システム導入にあたっての法的整備	なし	なし	なし	なし	なし	なし
対象品目	携帯電話、ノートパソコン、カーナビ、コンピューター、カメラ、自転車などの識別番号が付与されている製品	盗難車、盗難車の部品、船舶、銃、その他盗品、指名手配者、行方不明者	全ての物品	押収された美術品および貴重品（装飾品、時計、宝石等）	捜査中の盗品	捜査中の盗品
利用登録	E-mail アドレス、支払情報（クレジットカード番号）を入力	必要なし	氏名、Email アドレス、住所を入力	必要なし	必要なし	必要なし
利用費用	ウェブは、1 チェック £1.99。SMS テキストは、1 チェック £3	無料	無料	無料	無料	無料
古物商等に対しての利用の義務付け	なし	なし	なし	なし	なし	なし
データベースの設置場所	Recipero 社 (民間企業)	フロリダ法執行局	Recipero 社 (民間企業)	INTERA 社 (民間企業)	INTERA 社 (民間企業)	ヘッセン州警察
盗品データの更新頻度	毎週 15 万件のデータが登録される	毎日	毎日データが登録される（登録数は非公開）	非定期	非定期	非定期
アクセス件数など	平均 2～3 万回/日 (10 万件以上の犯罪事件に繋がっている)	未集計	非公開	500～1,000 件/日程度 (公開した押収品の約 33%を返却)	約 750 件/日	未集計

参考（オーストラリアとフランスの盗品情報公開システム）

1. オーストラリア参-1
2. フランス参-8

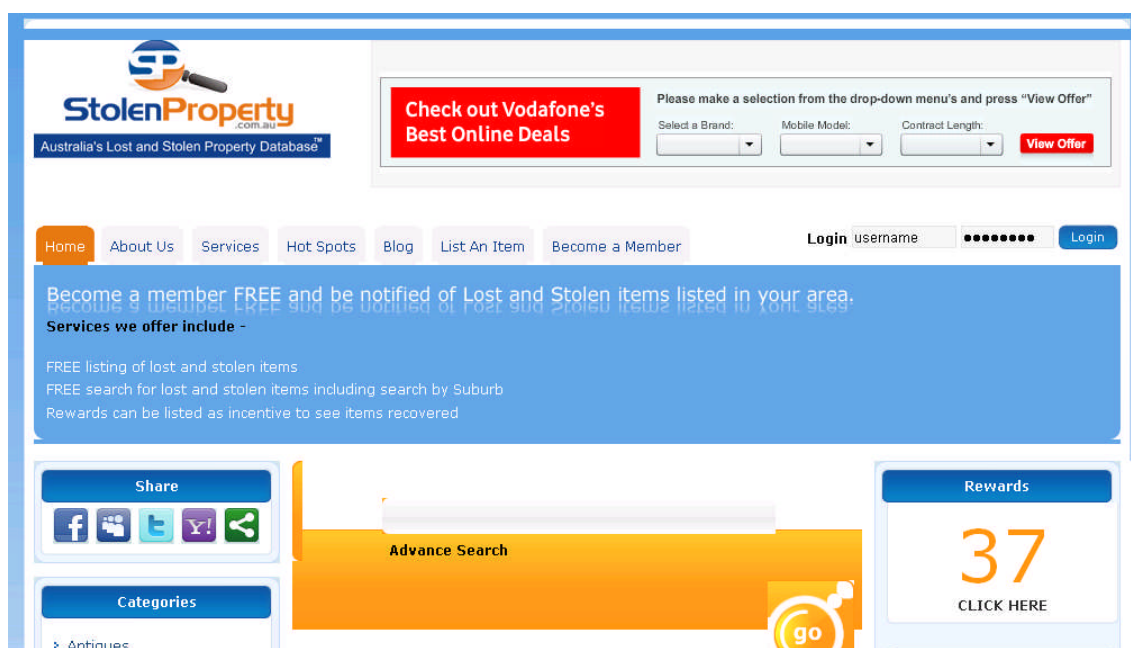
参考（オーストラリアとフランスの盗品情報公開システム）

オーストラリアとフランスの盗品情報公開システムについて、国内で得られる資料を元に、その概要を整理した。

1. オーストラリア

オーストラリアにおける盗品情報公開システムは、「Stolen Property」の名称で、民間企業によって運営されている。

Stolen Property は、盗難品の検索、盗難品の購入回避及び盗難予防を目的として、2006年からサービスの供用が開始されたシステムである（利用は無料）⁴⁵。



Stolen Property のフロントページ

⁴⁵ Stolen Property の URL
<http://www.stolenproperty.com.au/Default.aspx>

(1) 対象品目

自動車・オートバイ・トラック・GPS・骨董品・芸術品・自転車・ボート・カメラ・衣服・パソコン・携帯電話・電気器具・iPOD・貴金属・荷物・携帯電話・楽器・ペット・生産設備・キックボード・スポーツ用具・トレーラ・財布など多岐にわたる。

(2) システムの利用方法

本システムは、登録された情報の検索に関しては、インターネットを利用できる環境にあるものであれば誰でも利用することが可能である。ホームページ上に、紛失及び盗難品を書き込み掲載するためには、利用者登録を行うことにより可能となる仕組みになっている。

登録者は、登録情報に関してその本人のみが責任を有する。またその情報が、『StolenProperty.com.au』及び全ての第三者に対して、現実的かつ間接的に危害及び経済損失を含むあらゆる損失を与えるものであってはならないこと、提供する情報については、日付を入れることが規定されている。また、内容については、虚偽・不正確・誤解・意図的誤り・詐欺的・卑猥な情報であってはならないとしている。

また、登録した全ての内容は、『StolenProperty.com.au』に帰属することから、許可なく使用することは認められない。

(3) 利用者登録

利用者は、ブログ画面で、ユーザーID、パスワード、氏名、E-mail アドレス、URL（本人の希望による）を入力し利用者登録を行う。登録後、会員資格を確認するために、確認ページが記載されたメールが登録者に送信される。

本サイトを利用して詐欺的な行為を行うなどの行為により、政府当局からの通報があった場合、当該案件に関係した者の会員資格は剥奪される。

Blog

[Home](#) • [Account](#) • [Search](#)

Login :

User ID : Password :

☐ Remember Logon?

Password Reminder :

Email :

Register :

User ID : ユーザーID	Password : パスワード
Name : 氏名	Email : E メールアドレス
URL (Optional) : URL	

登録クリック

* All fields are required unless stated otherwise. User ID must contain at least 3 characters. Password must contain at least 6 characters. After registering, you will receive an email with a link to activate your membership.

ユーザー登録画面

(4) 検索方法

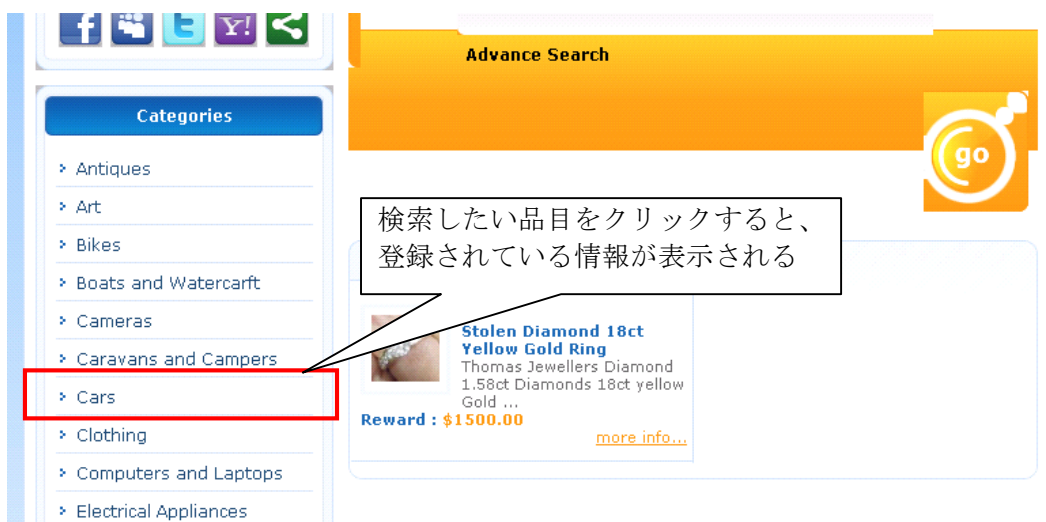
品目区分による検索と複数条件の設定による検索方法がある。



1) カテゴリ検索

①カテゴリの中から検索したい品目を選定する

例) 車を選択



②リストから検索したい物品の「詳細情報」をクリックすると詳細が表示される

The screenshot displays a web interface for stolen vehicle listings. On the left, a 'Categories' sidebar lists various items like Antiques, Art, Bikes, Boats and Watercraft, Cameras, Caravans and Campers, Cars, Clothing, Computers and Laptops, Electrical Appliances, and FOUND ITEMS. The main area, titled 'Silver Listings', shows a grid of vehicle listings. Each listing includes a small image, the vehicle name (e.g., 'Stolen Mitsubishi Challenger', 'Stolen Nissan Skyline coupe'), a brief description, and a reward amount (e.g., '\$250.00', '\$1000.00'). A red box highlights the 'more info...' link in the first listing. A callout box with a pointer to this link contains the text: '一覧表示されている情報について詳細を閲覧したい場合は“more info..”をクリックする'.

Categories

- Antiques
- Art
- Bikes
- Boats and Watercraft
- Cameras
- Caravans and Campers
- Cars
- Clothing
- Computers and Laptops
- Electrical Appliances
- FOUND ITEMS

Silver Listings

Stolen Mitsubishi Challenger
Stolen Vehicle. This is a sample page ...
Reward : \$250.00 [more info...](#)

Stolen Nissan Skyline coupe
Black, Plates XLR-85U Nismo optional aero bodykit ...
Reward : \$1000.00 [more info...](#)

Stolen Toyota Tara Seater Van
Stolen from Casey ...
between 5.45pm & 7.4...

Stolen Honda Civic Red Stolen Car
Stolen from Zetland (near Alexandria/Redfern) ...

Stolen Honda Civic EG
Make: Honda Civic Si (EG) ...

Stolen Red Mazda Astina 323
...

一覧表示されている情報について詳細を閲覧したい場合は“more info..”をクリックする

詳細情報のページでは、物品名称、写真、製造番号等、色、シリアルナンバー、報酬（情報提供が発見に結びついた場合）、所有者への情報提供メール、盗難地点の地図が表示される。

Mitsubishi Challenger



Suburb :- Melbourne

Serial Number :- N/A

Make :- Mitsubishi

Model :- Challenger

Color :- 

Reward :- \$250.00

About :- Stolen Vehicle. This is a sample page showing what your listing will look like.

所有者への
情報提供



[Email To listing owner](#)



[Bookmark Listing](#)

Location



③被害者への情報提供

被害者へ情報提供を行う際には、以下の情報提供フォーマットに、氏名、E-mail アドレス、メッセージ、パスワードを入力し送付する。

Please enter your details below.

Your Name : *

email : *

Your Message : *

FUQAT

2) 複数条件による検索方法

キーワード、カテゴリー、製品、国、州などの条件を入力・設定。
検索結果の表示は1)と同様である。

Antiques
Art
Bikes
Boats and Watercraft
Cameras
Caravans and Campers
Cars
Clothing
Computers and Laptops
Electrical Appliances
Household
iPod / MP3
Jewellery
Luggage
Memorabilia & Collectibles
Miscellaneous
Mobile Phones
Motorcycles

カテゴリー

国

Advance Search

Advance Search

Enter Keywords

キーワード

In this Category

All Categories

Product

All Products

製品

Country

All Countries

State

All States

州

Suburb

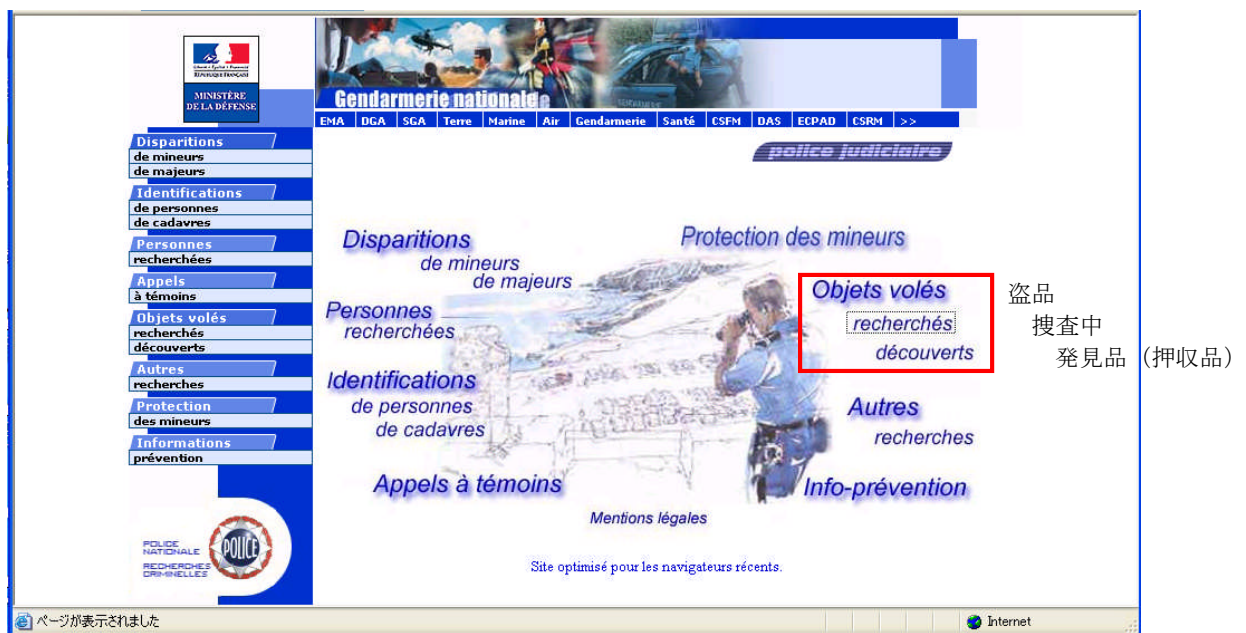
Search

2. フランス

2-1 フランス国家憲兵隊の盗品・押収品情報公開システム

フランス国家憲兵隊のホームページに盗品情報公開システムが設置されている。

盗品情報の公開システムでは、「盗品」について、「捜査中」、「発見（押収）」に区分しての検索が可能となっている。



フランス国家憲兵隊の盗品情報公開システム⁴⁶

⁴⁶ <http://www.gendarmerie.defense.gouv.fr/judiciaire/>

(1) 捜査中の盗品の検索方法

① 「recherchées」 をクリックすると盗品のカテゴリーを示すページが開く

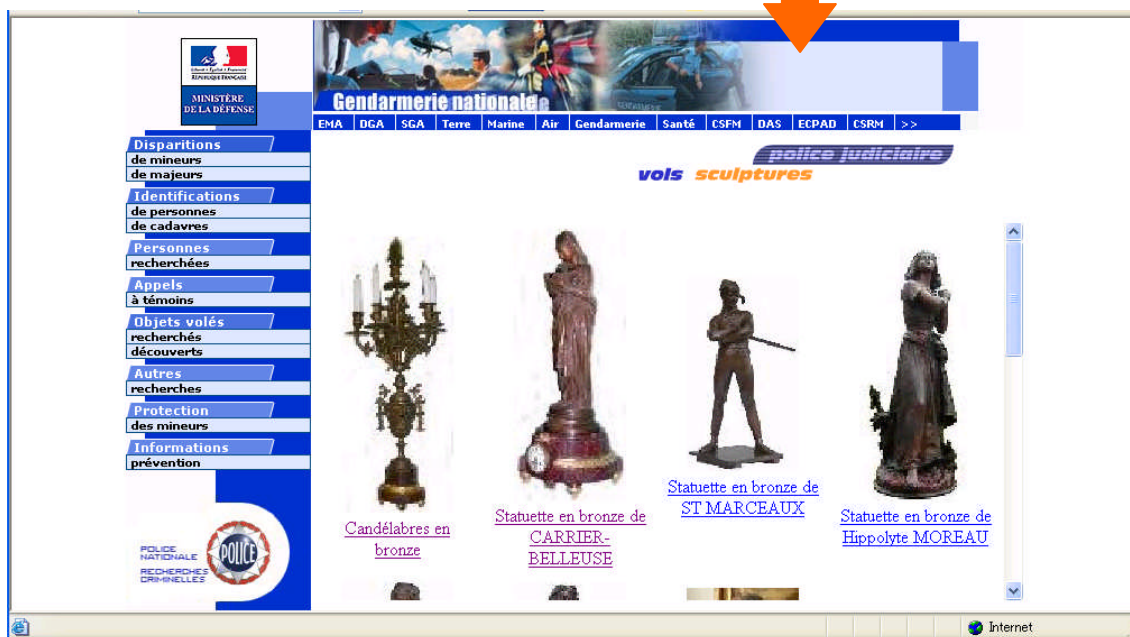
盗品の分類は以下のとおりとなっている。

家具、タピスリー、人形、武器、花瓶・照明、絵画、銃器、椅子、彫刻、宝石（指輪・イヤリング・ネックレス・ペンダント）、鏡、時計、その他美術品

閲覧したい分類をクリックすると、写真による一覧が表示される。



閲覧したい分類をクリックすると、登録されている情報が表示される



②写真をクリックすると、詳細情報が表示される

この詳細ページには、情報更新日、裁判所等からの情報提供の要請文、写真、盗品の説明（大きさ、重さ、形の特徴）、情報提供のお願い、照会番号、フランス国家憲兵隊の連絡先（電話とメール）が記載されている。

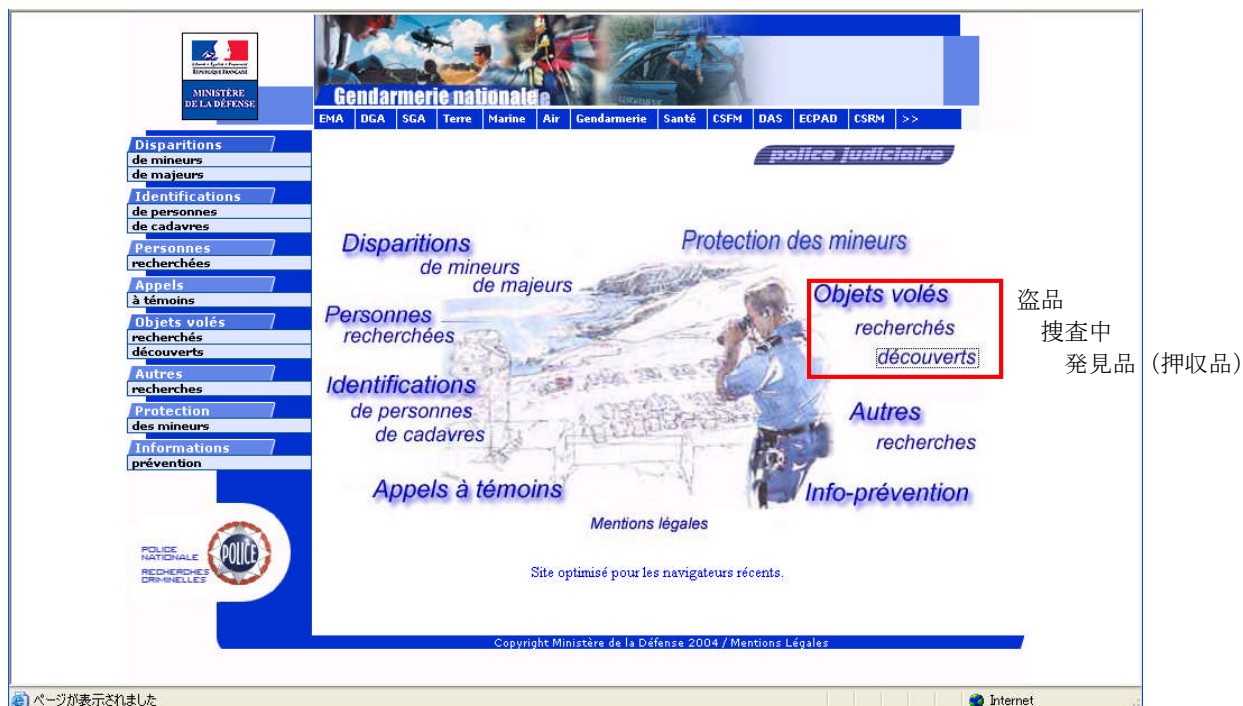


(2) 発見品（押収品）の検索方法

① 「découverts」をクリックすると盗品のカテゴリーを示すページが開く

発見品（押収品）の分類は以下のとおりとなっている。

武器、照明・花瓶、宝石、時計、硬貨・メダル、家具、楽器、彫刻、絵画、食器、メガネ・光学器機、人形、その他



② 閲覧したい分類をクリックすると、写真による一覧が表示される



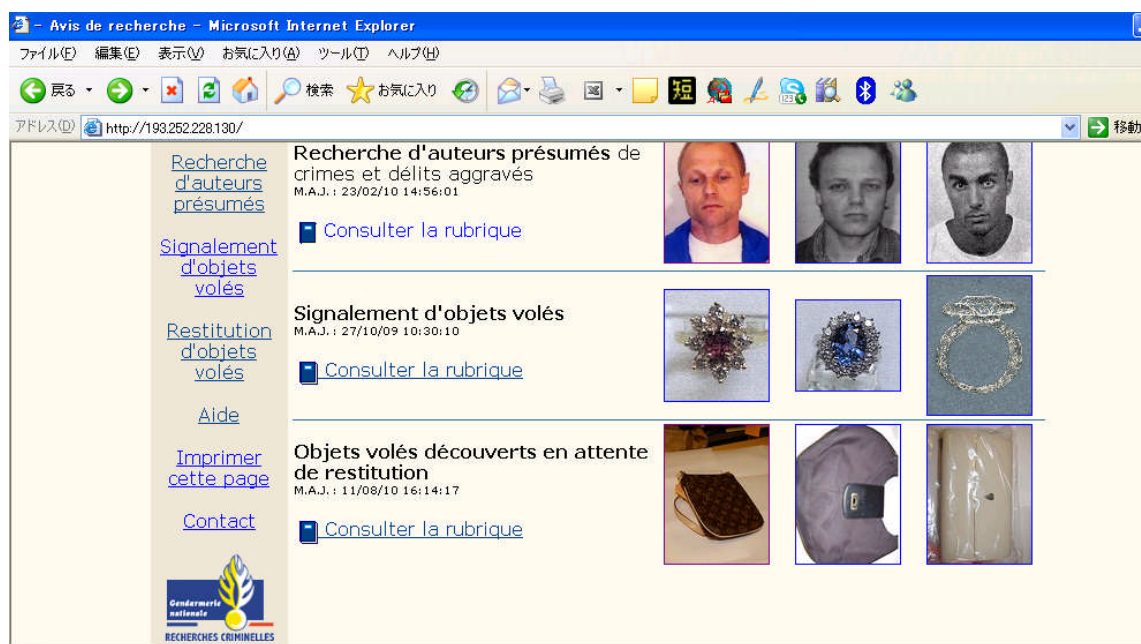
③写真をクリックすると、その盗品に関する詳細が表示される



この詳細ページには、発見したフランス国家憲兵の支部名、情報提供のお願い、照会番号、フランス国家憲兵隊の連絡先（電話とメール）がページ最下部に記載されている。

2-2 フランス司法警察中央局の盗品・押収品情報公開システム

フランス国家警察の捜査などによって、情報公開が必要であると判断された物品については、フランス司法警察中央局（Direction Centrale de la Police Judiciaire）のホームページに捜査中の盗品及び押収品の情報が掲示される。



フランス司法警察中央局の盗品・押収品情報公開システム⁴⁷

⁴⁷ <http://193.252.228.130/>

(1) 盗品の検索方法

①ページ内の「Signalement d' object volés」の「Consulter la rubrique」をクリックするとリストが開く

フロントページの写真をクリックすると、詳細ページが開く。



②リストの「Rechercher」をクリックすると分類ごとのリストが表示される

リストは、全て閲覧、宝飾類、時計、家具・装飾品、美術品、食器類に分類されている。

Avis de recherche de la Police Nationale

Site de recherches criminelles > Objets

Choisissez une catégorie d'objets

Objets [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Bijouterie (191) [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Horlogerie (26) [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Mobilier-Décoration (40) [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Objets d'art (128) [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Vaisselle-Orfèvrerie (9) [Rechercher](#) [Plus de détails](#)

Avis de recherche de la Police Nationale

Votre recherche porte sur **Objets d'art** (Tableaux-dessins, Statuaire, Vases-poterie, Autres objets d'art)

128 objets correspondent aux critères exprimés.

Fiches 1 à 40

Page suivante

[Afficher un objet à la fois](#) [Afficher comme un tableau](#) [Afficher comme une liste](#) [Changer de catégorie d'objet](#)

Date vol : 29/03/05 Réf T21421 : Tableau - Matière : huile sur toile.

Date vol : 25/04/04 Réf T19408-4 : Tableau - Matière : papier carton et papyrus - Epoque : XIV ème siècle

Date vol : 25/04/04 Réf T19408-3 : Tableau - Matière : papier carton et papyrus - Epoque : XIV ème siècle

Date vol : 25/04/04 Réf T19408-2 : tableau - Matière : tissu et toile - Epoque : Louis XV

Date vol : 25/04/04 Réf T19408-1 : tableau - Matière: Bois doré - Epoque : XVIIème siècle.

Date vol : 18/11/03 Réf T18127-2/EUG : Tableau - Matière: Bois

Date vol : 18/11/03 Réf T18127-1/EUG : Statue - Matière : bronze et ivoire. - Epoque : fin XIXème siècle.

Date vol : 30/08/03 Réf T17525-3 : Tapisserie - matière : laine et soie. - Epoque : XVI ème siècle.

Date vol : 30/08/03 Réf T17525-2 : Tapisserie - matière : laine. - Epoque : XVII ème siècle.

Date vol : 30/08/03 Réf T17525-1 : Tapisserie - avec inscription en vieux français. - Epoque : XVIIIème siècle.

③虫眼鏡マークをクリックすると、その盗品の詳細が表示される

詳細表示画面には、依頼元（企業名：個人名はない）、照会番号、盗難日、品名（作品名）、作者、大きさが示されている。最下部に情報提供ボタンがある。



情報提供ボタンをクリックすると、情報提供フォームが開く。ここでは、氏名、住所、電話、E-mail アドレス、情報提供内容を入力し送信する。

Avis de recherche de la Police Nationale

Vous demandez à prendre contact avec le service **OCBC Office Central de lutte contre le trafic des biens culturels** dans le cadre du signalement d'un objet volé (Tableau Matière : huile sur toile.) référencé **T21421**.

Veillez remplir soigneusement le formulaire suivant, qui permettra au service concerné de prendre contact avec vous dans les meilleurs délais. Si vous avez donné une adresse E-mail, un message de confirmation vous sera adressé.

Nom / Prénom *

Adresse *

Téléphone *

E-mail *

Éléments complémentaires (précisions utiles)

Les mentions signalées par des astérisques () sont facultatives.
Les informations collectées par ce formulaire ne servent qu'à*

[Page d'accueil](#)
[Recherche de personnes disparues](#)
[Recherche d'auteurs présumés](#)
[Signalement d'objets volés](#)
[Restitution d'objets volés](#)
[Aide](#)

MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR, DE L'OUTRE-MER ET DES COLLECTIVITÉS TERRITORIALES

Liberté • Égalité • Fraternité

RÉPUBLIQUE FRANÇAISE

Internet

ページが表示されました

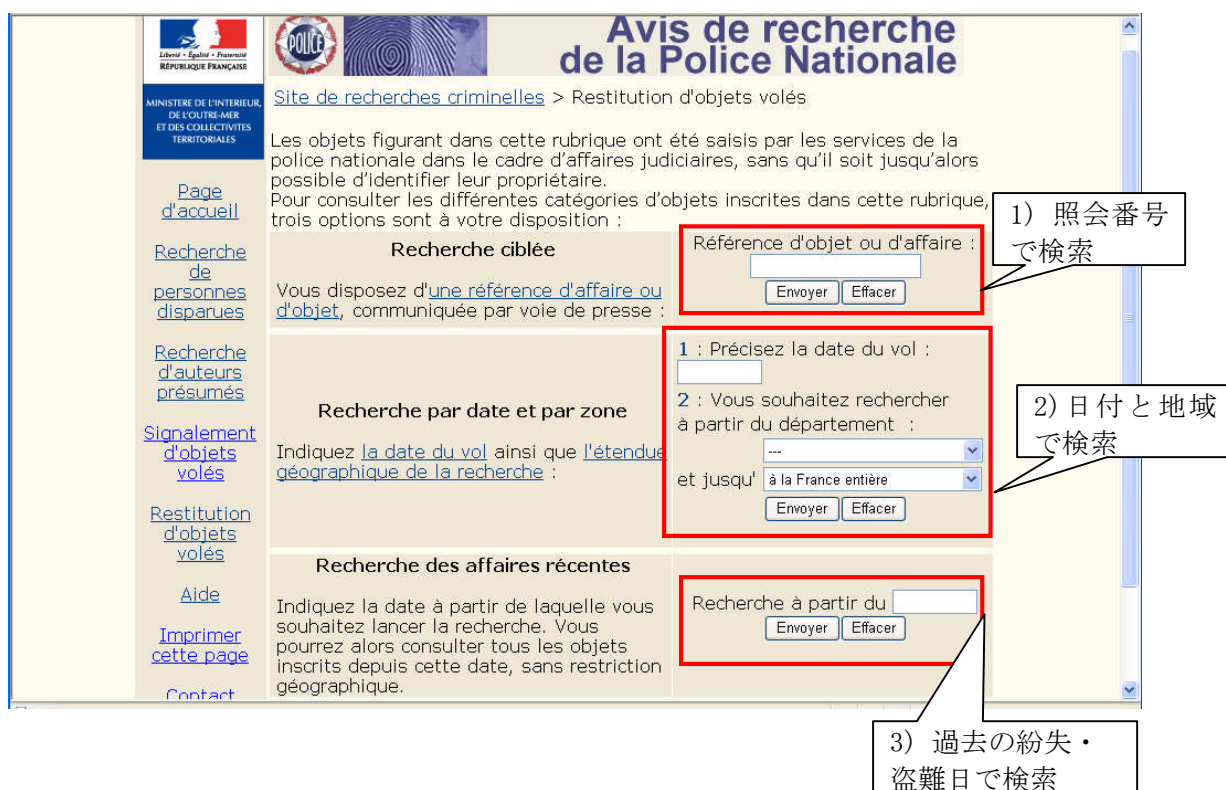
(2) 押収品の検索方法

- ①ページ内の「Objets volés découverts en attente de restitution」の「Consulter la rubrique」をクリックするとリストが開く
フロントページの写真をクリックすると、その押収品の詳細ページが開く。



②検索画面が開く

検索方法は、1) 照会番号、2) 日付と地域、3) 過去の紛失・盗難日の 3 種類で検索することが可能である。



③条件に合致した押収品のリストが表示される

右側のカメラマークをクリックすると詳細が表示される。

Avis de recherche de la Police Nationale

Vous recherchez des objets correspondant à la référence d'affaire DDSP42

215 objets correspondent aux critères exprimés.

Fiches 1 à 40 / 215

Page suivante

Afficher un objet à la fois | Afficher comme un tableau | Afficher comme une liste | Changer de catégorie d'objet | Autres recherches

27/07/10 Réf DDSP42 1 :
27/07/10 Réf DDSP42 2 :
28/07/10 Réf DDSP42 3 :
28/07/10 Réf DDSP42 4 :
28/07/10 Réf DDSP42 5 :
28/07/10 Réf DDSP42 6 :
28/07/10 Réf DDSP42 7 :
28/07/10 Réf DDSP42 8 :
28/07/10 Réf DDSP42 9 :

詳細表示ボタン

詳細表示画面では、写真、押収品の説明、保管している警察、登録日、照会番号が表示される。最下部に情報提供ボタンがある。

1 objet correspond aux critères exprimés.

Fiche 1 / 1

Afficher un objet à la fois | Afficher comme un tableau | Afficher comme une liste | Changer de catégorie d'objet | Autres recherches

Service émetteur : Direction départementale de sécurité publique de Saint Etienne

A la suite de la découverte d'un lot important d'objets volés, la Direction Départementale de la Sécurité Publique de Saint Etienne (42) recherche les propriétaires de ces objets.

Inscrit le:11/08/10 Réf : DDSP42 244

Contacter le service compétent au sujet de cet objet.

Voir les autres objets correspondant à cette affaire.

1 objet correspond aux critères exprimés.

情報提供ボタン

情報提供ボタンをクリックすると、情報提供フォームが開く。ここでは、氏名、住所、電話、E-mail アドレス、情報提供内容を入力し送信する。

MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR
DE L'OUTRE-MER
ET DES COLLECTIVITÉS
TERRITORIALES

[Page
d'accueil](#)
[Recherche
de
personnes
disparues](#)
[Recherche
d'auteurs
présumés](#)
[Signalement
d'objets
volés](#)
[Restitution
d'objets
volés](#)
[Aide](#)
[Imprimer
cette page](#)
[Contact](#)



**Vous demandez à prendre contact avec le service SD SAINT ETIENNE
Direction départementale de sécurité publique de Saint Etienne** dans le
cadre de la restitution d'un objet volé () référencé DDSP42 244.

Veuillez remplir soigneusement le formulaire suivant, qui
permettra au service concerné de prendre contact avec vous dans
les meilleurs délais. Si vous avez donné une adresse E-mail, un
message de confirmation vous sera adressé.

Nom / Prénom *

Adresse *

Téléphone *

E-mail *

Eléments
complémentaires
(précisions utiles)

Les mentions signalées par des astérisques () sont facultatives.
Les informations collectées par ce formulaire ne servent qu'à
assurer la transmission de votre message électronique aux
destinataires ayant à en connaître la teneur, l'administrateur du
site et les services enquêteurs directement concernés qui seront en
mesure de vous répondre si vous laissez vos coordonnées.
Ces informations sont couvertes par les textes relatifs à la
protection du secret des correspondances et du secret de l'enquête
et de l'instruction.*

諸外国におけるインターネットを利用した
盗品情報公開システムの運用状況調査
報告書
平成 22 年 12 月発行

発 行 財団法人 社会安全研究財団
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1 丁目 7 番 8 号
(大手町佐野ビル 6 階)
電話 : 03-3219-5177
F a x : 03-3219-2338

調査実施・編集 株式会社 三菱総合研究所
海外事業研究センター
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2 丁目 10 番 3 号
電話 : 03-6705-6026

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを、
財団法人 社会安全研究財団までお送りください。